

東京金融取引所為替証拠金取引説明書 及び約款・規程集

平成24年1月

取引参加者 カネツFX証券株式会社
金融商品取引業者
登録番号：関東財務局長（金商）第282号

媒介業者 カネツ商事株式会社
金融商品取引業者
登録番号：関東財務局長（金商）第1582号

～ はじめに～

東京金融取引所の為替証拠金取引（以下「取引所為替証拠金取引」といいます。）をされるにあたっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。

取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引所為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

－取引所為替証拠金取引説明書－

取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項について	1
手数料の概要	1
取引所為替証拠金取引の仕組みについて	2
・取引の方法	2
・証拠金	3
・決済時の金銭の授受	5
・取引規制	5
・益金に係る税金	5
金融商品取引業者（取引参加者）への取引の委託の手続きについて	6
証拠金	8
追加証拠金の発生水準と入金必要額と入金期限	8
ロスカットの水準	8
取引時間	9
業務取扱時間・休業日	10
取引所為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語	11
金融商品取引業者の概要	13
苦情・紛争の受付窓口	15

－取引所為替証拠金取引約款・規程集－

取引所為替証拠金取引約款	17
東京金融取引所為替証拠金取引に関する利用及び取扱規程	23
東京金融取引所受託契約準則	26

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、東京金融取引所において行われる取引所為替証拠金取引（愛称を「くりっく365」といいます。）について説明します。

－取引所為替証拠金取引説明書－

取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項について

- (1)取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。
- (2)取引する通貨の対象国の金利の変動によりスワップポイントが受け取りから支払いに転じることもあります。また、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買い付けた通貨の対象国の金利が売り付けた通貨の対象国の金利よりも高い場合にもスワップポイントを支払うことになっていくことがあります。
- (3)取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、その損失の額が証拠金の額を上回る場合があります。
- (4)相場状況の急変により、売り気配と買い気配のスプレッド幅が広がったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。
- (5)取引する通貨の対象国が休日等の場合、その通貨に係る金融指標の取引が行われないことがあります。
- (6)取引システム若しくは取引所、金融商品取引業者及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
- (7)注文が執行されたときは、手数料を徴収します。詳しくは、本ページ下段をご参照ください。
- (8)お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

手数料の概要

コースの名称	1枚あたり 片道手数料	コース内容
総合コース	1,050円 (消費税込み) うち媒介手数料 735円	お電話にて、相場情報を含めた運用アドバイスを受けることのできるコースです。 電話での受注、インターネットからの受注を問わず一律の手数料をいただきます。 原則、書面にて取引毎の報告書をご郵送いたします。
インターネット コース	210円 (消費税込み) うち媒介手数料 147円	インターネットを使いお客様ご自身でお取引いただくコースです。 取引画面より報告書をご確認いただけます。（日次3ヶ月分、月次15ヶ月分） お客様のパソコン等の障害時においてお電話で注文を受注した場合は420円（1枚あたり片道、うち媒介手数料294円）の手数料をいただきます。 取引報告書は電子交付となり、その他の取引に係る書類についても原則として電子交付となります。

※総合コースでは、日計り取引に該当した場合、決済手数料はいただきません。

※手数料は取引ごとに徴収いたします。証拠金預託額からの控除は翌銀行営業日に反映いたします。

※キャンペーン期間中は、別途ホームページに記載する額となります。

取引所為替証拠金取引の仕組みについて

東京金融取引所における取引所為替証拠金取引は、同取引所が定める規則に基づいて行います。

取引参加者による取引所為替証拠金取引の受託業務は、これらの規則（同取引所の決定事項及び慣行を含みます。以下同じ。）に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

☆取引の方法

東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）においては、取引所為替証拠金取引として、対日本円取引が15通貨、クロス取引が11種類取引されています。

対日本円取引の対象通貨、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表のとおりです。

通貨名	取引単位	呼び値の最小変動幅
米ドル	10,000米ドル	0.01(100円)
ユーロ	10,000ユーロ	0.01(100円)
英ポンド	10,000英ポンド	0.01(100円)
豪ドル	10,000豪ドル	0.01(100円)
カナダドル	10,000カナダドル	0.01(100円)
スイスフラン	10,000スイスフラン	0.01(100円)
NZドル	10,000NZドル	0.01(100円)
ポーランドズロチ	10,000ポーランドズロチ	0.01(100円)
南アフリカランド	100,000南アフリカランド	0.005(500円)
ノルウェークローネ	100,000ノルウェークローネ	0.005(500円)
香港ドル	100,000香港ドル	0.005(500円)
スウェーデンクローナ	100,000スウェーデンクローナ	0.005(500円)
中国人民元	100,000中国人民元	0.001(100円)
インドルピー	100,000インドルピー	0.001(100円)
韓国ウォン	10,000,000韓国ウォン	0.001(100円) (注)

(注) 韓国ウォンについては、100韓国ウォンあたりの呼び値となります。

クロス取引の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表のとおりです。

通貨の組合せ	取引単位	呼び値の最小変動幅
ユーロ・米ドル	10,000ユーロ	0.0001(1米ドル)
英ポンド・米ドル	10,000英ポンド	0.0001(1米ドル)
豪ドル・米ドル	10,000豪ドル	0.0001(1米ドル)
NZドル・米ドル	10,000NZドル	0.0001(1米ドル)
米ドル・カナダドル	10,000米ドル	0.0001(1カナダドル)
英ポンド・スイスフラン	10,000英ポンド	0.0001(1スイスフラン)
米ドル・スイスフラン	10,000米ドル	0.0001(1スイスフラン)
ユーロ・スイスフラン	10,000ユーロ	0.0001(1スイスフラン)
ユーロ・英ポンド	10,000ユーロ	0.0001(1英ポンド)
英ポンド・豪ドル	10,000英ポンド	0.0001(1豪ドル)
ユーロ・豪ドル	10,000ユーロ	0.0001(1豪ドル)

その取引の仕組みは各通貨組合せとも共通で、次のとおりです。

- a. 限日取引は、毎取引日を取引最終日とします。同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に翌取引日を限日とする建玉が、消滅した建玉と同一内容で発生するものとします。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーといいます。
- b. ロールオーバーがなされた場合に、組合せ通貨間の金利を比較して差が生じているときは、金利差相当額（スワップポイント）が発生します。但し、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。
- c. 建玉の決済方法は、対象玉を指定した転売又は買戻しによる差金決済とします。また、あらかじめ両建を発生させずに先入先出方式（以下「オートネットティング」といいます。）により決済することを選択することができます。
- d. 決済日は、中国人民元、インドルピー及び韓国ウォンは建玉の消滅した取引日から起算して7取引日後の付合せ時間帯開始時の属する暦日、その他の通貨は建玉の消滅した取引日の翌々取引日の付合せ時間帯開始時の属する暦日を原則とします。ただし、日本の銀行の休業日、通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日等により、決済日が繰り延べられる場合には、取引所からの通知に従い、別途通知を行います。

☆証拠金

(1) 証拠金の計算方法

必要証拠金額は、一律方式により計算されます。同一通貨の組合せで売建玉と買建玉が両建となっている場合は建玉数量の多いほうの建玉に対してのみ必要証拠金額が計算されます。

(2) 有効証拠金

証拠金預託額に、評価損益、スワップポイント、決済損益予定額を加算し、未払い手数料、出金指示額を差し引いた金額を有効証拠金といいます。

(3) 証拠金の差入れ

お客様は取引所為替証拠金取引を委託する際に、委託する取引参加者が定める額以上の額を発注証拠金として預託する必要があります。

(注) 他に建玉があるときは、次の(4)によります。

(4) 証拠金の維持

お客様は、取引所が取引日ごとに計算した有効証拠金額が必要証拠金額を下回る場合には、取引所と取引参加者の定めるところにより、必要証拠金額と有効証拠金額との差額以上の額を、取引参加者が指定した日時までに、委託をした取引参加者に差し入れなければなりません。

(5) 有価証券等による充当

証拠金は、有価証券等により充当することはできません。日本円にて預託していただきます。

(6) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

値洗い及び決済損益予定額、スワップポイントは、証拠金預託額には反映されず、未実現の損益として取り扱われます。

(7) 証拠金の引出し

証拠金預託額に決済差益を加えた額が、取引所が定める引出しの基準となる額以上の取引参加者が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行うことができます。

(8) ロスカットの取扱い

取引参加者は、お客様の取引所為替証拠金取引において、相場の変動による損失の拡大を防ぐため、お客様の取引に係る有効証拠金が必要証拠金に対し所定の割合に達した場合、お客様の計算において転売又は買い戻しを行うことができます。（「ロスカットルール」といいます。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

※取引する通貨の対象国の休日及び付合せ時間等により、その通貨又は金融指標のロスカットが即座には執行されないことがあります。

(9) 証拠金を所定の日時まで差し入れない場合の取扱い

お客様が取引参加者から請求された証拠金を所定の日時まで差し入れなかった場合には、取引参加者は、当該取引所為替証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算において転売又は買い戻しを行うことができます。（お客様が取引所為替証拠金取引に関し、取引参加者に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。）

(10) 証拠金の管理について

お客様が差し入れる証拠金は、東京金融取引所に預託することにより、取引参加者の資金とは区分されるとともに、東京金融取引所においても同取引所の資産と区分して管理されます。お客様から預託を受けた証拠金が取引参加者に滞留する場合は、日証金信託銀行における金銭信託により、取引参加者の自己の資金とは区分して管理します。

(11) 証拠金の返還

取引参加者は、お客様が取引所為替証拠金取引について決済を行った後に、差し入れた証拠金に決済差益を加算した額からお客様の取引参加者に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、取引所が定める取引参加者が返還すべき額を原則として遅滞なく返還します。

(12) その他

取引参加者が取引所為替証拠金取引の委託の取次ぎを行う場合の証拠金の取扱いについても、上記の取扱いに準じます。証拠金の取扱いについて、詳しくは取引参加者にお尋ねください。

☆決済時の金銭の授受

取引所為替証拠金取引の転売又は買戻しを行った場合は、通貨の組合せごとに、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算又は減算され、前記「☆証拠金 (7)証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。

決済損益＝

$$\{ (\text{取引通貨単位※} \times \text{約定価格差}) \times \text{取引数量} \times \text{円換算レート} \} + \\ \{ \text{累積スワップポイント (1枚あたり)} \times \text{取引数量} \times \text{円換算レート} \}$$

※韓国ウォンの対円取引における取引通貨単位は10,000,000通貨ですが、呼び値及びスワップポイントが100通貨当たりの数字であるため、実質的には100,000通貨単位の取引となります。

(注) 約定価格差とは、売値－買値で計算された金額です（マイナスの場合は差損）。

(注) 円換算レートは、右辺通貨の対円レートの取引日の清算価格となります。

また、対円取引における円換算レートは1となります。

(注) 決済前のスワップポイントは外貨の呼び値のまま積み立てられます。

(注) 売買差損益と累積スワップポイント合計額は、それぞれ円換算したあと、円単位で四捨五入して計算されます。

☆取引規制

取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますので、ご注意ください。

- a. 証拠金の額が引き上げられることがあります。
- b. 取引数量や建玉数量、発注数量が制限されることがあります。
- c. 取引が停止又は中断されることがあります。
- d. 取引時間が臨時に変更されることがあります。

☆益金に係る税金

個人が行った取引所為替証拠金取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。また、損益については、他の先物取引に係る雑所得等の金額との間で損益通算を行うことが可能である他、通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降3年間にわたり繰り越しを行うことが可能です（詳細については税務当局又は税理士にご確認ください）。

法人が行った取引所為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

取引参加者は、お客様が取引所為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該取引参加者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

金融商品取引業者（取引参加者）への取引の委託の手続きについて

お客様が取引参加者取引所為替証拠金取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、取引参加者または媒介業者から本説明書が交付されますので、取引所為替証拠金取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。

b. 為替証拠金取引口座の設定

取引所為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ取引参加者に為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。

c. 媒介約諾書の差し入れ

媒介業者が取引所為替証拠金取引の委託の媒介を依頼する場合には、あらかじめ媒介に関する約諾書を差し入れていただきます。

(2) 発注証拠金の差し入れ

取引所為替証拠金取引の委託注文をするときはあらかじめ、取引参加者に所定の証拠金を差し入れていただくことがあります。取引参加者は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書又は入出金明細書を交付します。

(3) 委託注文の指示

取引所為替証拠金取引の委託注文をするときは、取引参加者の取扱時間内に、次の事項を正確に取引参加者に指示するか、取引参加者が提供するシステム注文画面に正確に入力してください。

- a. 委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称（この場合は東京金融取引所）
- b. 委託する通貨の組合せ
- c. 新規又は仕切り取引の別
- d. 売付取引又は買付取引の別
- e. 注文数量
- f. 価格（指値、成行等）
- g. 委託注文の有効期間
- h. その他お客様の指示によることとされている事項
（異なる注文方法の注文をセットで行う場合等）

(4) 建玉の保有又は終了の方法

既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとして、取引数量分を建玉から先入先出法の順番で減じる方法又は既存の建玉との両建とし、後で申告することにより建玉を減じる方法（指定決済法）のどちらかを選択します。指定決済法を選択する場合は、建玉が両建となる期間、預託が必要な証拠金額が転売又は買戻しとするよりも

多くなります。

(5) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした取引が成立したときは、取引参加者は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を、お客様に交付します。

(6) 証拠金の維持

委託をした取引所為替証拠金取引が成立したときは、発注証拠金は必要証拠金に振り替わります。また、証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差入れが必要になります。

(7) 手数料

取引参加者は、お客様とあらかじめ取り決めた料率、額及び方法により手数料を徴収します。(本取引説明書2ページをご参照ください。)

(8) 消費税等の取扱い

消費税等(消費税、地方消費税)については、手数料とともに徴収します。

(9) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

取引参加者は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客様からの請求がない場合は一カ月ごと(以下「報告対象期間」といいます。)にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(10) 電磁的方法による書面の交付

取引参加者による書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面又は電磁的方法による承諾をしてください。

(11) 業者の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き

取引所の取引参加者である金融商品取引業者が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分等を受け、取引所がお客様の未決済建玉について建玉移管又は決済を行わせることとした場合のお客様による手続きの概要は、次のとおりです。

- a. 建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を申し込んで承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者に為替証拠金取引口座を設定する。
- b. 建玉の決済を希望するときは、取引停止等の処分を受けた取引参加者に対しその旨を指示する。

お客様が取引所の定める日時までに上記a.又はb.の手続きを行わなかった場合には、取引所は、お客様の計算において、建玉の決済を行います。

なお、差し入れた証拠金及び決済差益は、取引所に預託されておりますので、その範囲内で取引所の定めるところにより、移管先の取引参加者又は取引所から返還を受けることができます。

(12) その他

取引参加者からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに取引参加者の取扱責任者に、直接ご照会ください。

通知書や報告書に関するお問い合わせ

カネツFX証券株式会社：業務管理部 03-6861-8383

取引の仕組み、取引の委託に関するお問い合わせ

カネツFX証券株式会社：コンサルティング部 03-6861-8181
0120-95-8181

証拠金

取引参加者の定める取引所為替証拠金取引に係る必要証拠金額は定額方式とし、取引所が算出し公表する為替証拠金基準額を基に別に定めます。

各通貨ペアにおける必要証拠金額は別紙をご覧ください。

※取引所の算出する為替証拠金基準額は、相場変動等の状況に鑑み、所定の計算式に従い一週間ごとに見直しされます。証拠金規制のため金商業府令の改正により、取引の額（想定元本）に対する証拠金の比率が定められ、平成23年8月1日以降は4%以上（レバレッジ上限25倍以内）とすることとなりました。

追加証拠金の発生水準と入金必要額と入金期限

1日の取引終了時点で、有効証拠金の額が建玉枚数分の必要証拠金額を下回った場合に追加証拠金（不足）が発生し、建玉枚数分の必要証拠金額と有効証拠金額の差額までの金額以上の入金が必要となります。

入金の期限は不足が確定した翌営業日の午後3時までです。期限までに入金が行われなかった場合、午後5時にすべての建玉が決済されます。

ロスカットの水準

建玉枚数分の必要証拠金額の50%を有効証拠金額が割り込んだ場合にロスカットが実行されます。ロスカットのチェックは5分毎に行います。取引所の付合せ時間外にはロスカットのチェックは行われません。

※出金指示を行うことにより、ロスカット基準に抵触する場合があります。

※証拠金に変更されたことにより、ロスカット基準に抵触する場合があります。

※ロスカットが実施された場合、すべての保有する建玉が決済されるまで、新たな新規注文を発注することはできません。また、取引時間外の通貨ペアがあり決済の執行が行われていない場合には、市場の付合せ開始後に該当通貨ペアに対する決済が執行されます。

取引時間

取引の可能な時間は取引所の付合せ時間となります。

対円取引（一部通貨ペアを除きます）

曜日	米国ニューヨーク州 サマータイム非適用期間		米国ニューヨーク州 サマータイム期間	
	付合せ 開始時刻	付合せ 終了時刻	付合せ 開始時刻	付合せ 終了時刻
月曜日	午前7:10	翌暦日午前6:55	午前7:10	翌暦日午前5:55
火～木曜日	午前7:55	翌暦日午前6:55	午前6:55	翌暦日午前5:55
金曜日	午前7:55	翌暦日午前6:00	午前6:55	翌暦日午前5:00

クロスカレンシー取引

曜日	米国ニューヨーク州 サマータイム非適用期間		米国ニューヨーク州 サマータイム期間	
	付合せ 開始時刻	付合せ 終了時刻	付合せ 開始時刻	付合せ 終了時刻
月曜日	午前7:10	翌暦日午前6:25	午前7:10	翌暦日午前5:25
火～木曜日	午前7:55	翌暦日午前6:25	午前6:55	翌暦日午前5:25
金曜日	午前7:55	翌暦日午前5:30	午前6:55	翌暦日午前4:30

中国人民元／円

曜日	米国ニューヨーク州 サマータイム非適用期間		米国ニューヨーク州 サマータイム期間	
	付合せ 開始時刻	付合せ 終了時刻	付合せ 開始時刻	付合せ 終了時刻
月～木曜日	午前10:30	翌暦日午前6:25	午前10:30	翌暦日午前5:25
金曜日	午前10:30	翌暦日午前5:30	午前10:30	翌暦日午前4:30

韓国ウォン／円

曜日	米国ニューヨーク州 サマータイム非適用期間		米国ニューヨーク州 サマータイム期間	
	付合せ	付合せ	付合せ	付合せ
	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻
月～木曜日	午前 9 : 00	翌暦日午前 6 : 25	午前 9 : 00	翌暦日午前 5 : 25
金曜日	午前 9 : 00	翌暦日午前 5 : 30	午前 9 : 00	翌暦日午前 4 : 30

インドルピー／円

曜日	米国ニューヨーク州 サマータイム非適用期間		米国ニューヨーク州 サマータイム期間	
	付合せ	付合せ	付合せ	付合せ
	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻
月～木曜日	午後 00 : 30	翌暦日午前 6 : 25	午後 00 : 30	翌暦日午前 5 : 25
金曜日	午後 00 : 30	翌暦日午前 5 : 30	午後 00 : 30	翌暦日午前 4 : 30

※米国ニューヨーク州サマータイム適用期間は、3月第2日曜日～11月第1日曜日を指します。

業務取扱時間

お電話でのご注文、お問い合わせは月曜日午前7時から土曜日午前6時までとなります。

インターネットでのご注文は日次メンテナンス、週次メンテナンス以外の時間帯でご利用いただけます。メンテナンスは取引所の付合せ時間外に行います。

入金の手続き時間は取引参加者所定の銀行の取扱い時間に準じます。銀行の取扱いで翌日扱いとなるものは翌日の扱いとなります。

休業日

土曜日、日曜日、1月1日及び1月1日が日曜日の場合は1月2日。

また、中国人民元／円・韓国ウォン／円・インドルピー／円は12月25日（当該日が日曜日の場合は12月26日）も休場となります。

取引所為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語

- ・受渡決済（うけわたしけっさい）

先物取引やオプション取引の決済期日に、原商品とその対価の授受を行う決済方法をいいます。取引所為替証拠金取引においては、受渡決済は行われません。
- ・売付取引（うりつけとりひき）・売建玉（うりたてぎよく）

一般に先物・オプションを売る取引をいいます。取引所為替証拠金取引の場合は、買い戻したときの約定価格が新規の売付取引の約定価格を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。売付取引のうち、決済が終了していないものを売建玉といます。
- ・買付取引（かひつけとりひき）・買建玉（かひたてぎよく）

一般に先物・オプションを買う取引をいいます。取引所為替証拠金取引の場合は、転売したときの約定価格が新規の買付取引の約定価格を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。買付取引のうち、決済が終了していないものを買建玉といます。
- ・買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。
- ・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

取引所為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- ・限日取引（げんにちとりひき）

取引所為替証拠金取引において、毎取引日を取引最終日とする取引をいいます。同一取引日中に反対売買されなかった建玉は、翌取引日に繰り越されます。
- ・裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。
- ・先入先出法（さきいれさきだしほう）

転売又は買戻しに係る取引の数量をその有する買建玉又は売建玉について先に成立した建玉から順番に減じる方法をいいます。
- ・差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。
- ・指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、予め値段を定めずに行う注文を成行注文といます。
- ・GTC注文（じーていーしーちゅうもん）

有効期限を無期限とする注文方法をいいます。
- ・指定決済法（していけっさいほう）

同一の取引所為替証拠金取引において既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合、既存の建玉との両建とし、後でお客様が決済の対象とする建玉を指定して申告を行うことで建玉を減じる方法をいいます。
- ・証拠金（しょうきん）

先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。
- ・スワップポイント
取引所為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出され

る計算上の数額をスワップポイントといいます。なお、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。

・清算価格（せいさんかかく）

値先を行うために、付合せ時間帯終了後に取引所が決める価格をいいます。

・建玉整理（たてぎよくせいり）

同一の通貨ペアについて売建玉と買建玉の両方を保有している場合に、同枚数の建玉を指定して、市場に注文を出さずに同時決済する方法をいいます。

・追加証拠金（ついかしょうこきん）

証拠金残高が日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差入れなければならぬ証拠金をいいます。

・付合せ時間帯（つけあわせじかんたい）

東京金融取引所の取引所為替証拠金取引は、同取引所の定める時間帯に行います。

・転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

・特定投資家（とくていとうしか）

取引所為替証拠金取引を含む金融商品に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

・取引参加者（とりひきさんかしゃ）

東京金融取引所において取引所為替証拠金取引を行うために必要な取引資格を有し、お客様より委託注文を受注する者をいい、本説明書ではカネネット証券株式会社を指します。

・取引日（とりひきび）

東京金融取引所において、1営業日に開始されるプレオープン時間帯の開始時からこれに続く付合せ時間帯の終了時までをいいます。その日付は当該1営業日の日付によります。

・値先（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、取引所において決められた清算価格により評価替えする手続きをいいます。

・媒介業者（ばいかいぎょうしゃ）

取引参加者の委託を受け、金融商品取引の委託の申込みの勧誘等、取引参加者の業務の一部を行う者をいいます。

・ヘッジ取引（へっじとりひき）

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場で設定する取引をいいます。

・有効証拠金（ゆうこうしょうこきん）

証拠金預り残高に、評価損益、スワップポイント、決済損益予定額を加算し、未払い手数料、出金指示額を差し引いた金額をいいます。

・両建（りょうだて）

同一通貨ペアについて、売建玉と買建玉を同時に保有することをいいます。

・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

・ロールオーバー

取引所為替証拠金取引において、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰り越すことをいいます。

金融商品取引業者の概要について

カネツFX証券株式会社（取引参加者）の概要は、次のとおりです。

- 代表者 代表取締役会長 若林 正俊
- 本店所在地 東京都中央区日本橋久松町12番8号
- 設立年月日 平成17年12月26日
- 資本金 4億4千万円
- 主要株主 カネツホールディングス株式会社（100%）
- 兼業業務 該当なし
- 加入する全ての協会及び認定投資者保護団体等 社団法人金融先物取引業協会
日本証券業協会
- 加入する投資者保護団体 日本投資者保護基金
- 沿革

平成17年12月	東京都豊島区に設立
平成18年 3月	金融先物取引業者登録
	社団法人金融先物取引業協会加入
平成18年 4月	株式会社東京金融先物取引所（現東京金融取引所）の為替証拠金取引参加者及び為替証拠金清算参加者の資格取得
	東京コムウェル株式会社より金融先物取引業務の譲受
平成19年 9月	金融商品取引業者登録
平成20年10月	カネツホールディング株式会社が全株式を取得
平成20年11月	資本金を4億4千万円に増資
平成20年12月	本社所在地を東京都中央区日本橋蠣殻町に移転
	カネツFX株式会社に商号変更
平成21年11月	本社所在地を日本橋久松町に移転
平成22年10月	日本投資者保護基金加入
平成22年11月	日本証券業協会加入
	株式会社東京金融取引所の株価指数証拠金取引参加者及び株価指数証拠金清算参加者の資格取得
平成23年10月	カネツFX証券株式会社に商号変更

カネツ商事株式会社（媒介業者）の概要は、次のとおりです。

- 代表者 代表取締役社長 若林 正俊
- 本店所在地 東京都中央区日本橋久松町1 2 番 8 号
- 設立年月日 昭和28年7月9日
- 資本金 12億5千万円
- 主要株主 カネツホールディングス株式会社（100%）
- 兼業業務 商品先物取引業
金融商品仲介業
- 加入する全ての協会及び認定投資者保護団体等 社団法人金融先物取引業協会
- 沿革

昭和28年 7月	東京都中央区に設立
昭和46年 1月	農林水産省・通商産業省（現・経済産業省）より全商品取引所（当時）の商品取引員の許可取得
平成 4年10月	商品投資販売業の許可取得
平成11年 4月	店頭為替証拠金取引業務を開始
平成17年 6月	店頭為替証拠金取引業務を分割し、業務を廃止
平成19年 9月	金融商品取引業者登録
平成19年10月	カネツホールディングス(株)を新設、株式移転により持株会社体制に移行
平成20年11月	社団法人金融先物取引業協会加入
平成20年12月	取引所為替証拠金取引の媒介業者として業務開始
平成21年 4月	資本金を12億5千万円に増資
平成21年11月	本店を東京都中央区日本橋久松町に移転
平成23年12月	金融商品仲介業者登録

苦情・紛争の受付窓口

取引参加者は、お客様からの苦情および紛争について、以下の窓口で受け付けております。

取引参加者受付窓口

受付担当部署：カネツFX証券株式会社 業務管理部

受付時間：午前9時～午後5時（祝日・休日を除く月～金曜日）

E-mail：kanri@kanetsufx.co.jp

電話：03-6861-8383

FAX：03-6861-8080

郵便：〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町12-8日本橋久松町東誠ビル7F

媒介業者は、お客様からの苦情および紛争について、以下の窓口で受け付けております。

媒介業者受付窓口

受付担当部署：カネツ商事株式会社 管理部

受付時間：午前9時～午後5時（祝日・休日を除く月～金曜日）

E-mail：kanri@kanetsu.co.jp

電話：03-3669-6668

FAX：03-3662-3058

郵便：〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町12-8日本橋久松町東誠ビル4F

苦情処理・紛争解決について、お客様がご利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。

指定第一種紛争解決機関

商号：特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

英名：Financial Instruments Mediation Assistance Center (FINMAC)

所在地：東京事務所

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

電話：0120-64-5005（フリーダイヤル）

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（祝日等を除く）

H P：http://www.finmac.or.jp/

一取引所為替証拠金取引約款・規程集一

取引所為替証拠金取引約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

東京金融取引所為替証拠金取引に関する利用及び取扱規程・・ 23

取引所為替証拠金取引約款

この約款は、お客様とカネツFX証券株式会社(以下「当社」という。)との間で行う「東京金融取引所の取引所為替証拠金取引(くりっく365取引)」(以下「本取引」という。)に関する権利義務関係を明確にするための取決めであり、お客様は、本取引を行うにあたり、この約款に掲げる事項を承諾し、本取引のしくみ及びリスクを十分に理解して、自らの判断と責任において本取引を行うものとする。

第1条 (定義)

本約款の中で用いられる用語について、以下のとおり定義することとする。

- (1) 「為替証拠金基準額」とは、取引所の定める建玉の維持に必要な証拠金をいう。ただし、当社でのお取引では、当社の定める「必要証拠金額」を建玉の維持に必要な証拠金とする。
- (2) 「発注証拠金」とは、新規に相当する注文の発注に必要な証拠金をいう。
- (3) 「証拠金預託額」とは、お客様が預託されたご資金をいう。
- (4) 「評価損益相当額」とは、未決済ポジションの値洗い評価損益をいう
- (5) 「スワップポイント相当額」とは、建玉によって発生したスワップポイントの値洗い評価損益をいう。
- (6) 「決済損益予定額」とは、反対売買により発生した実現損益が決済されるまでの予定額をいう。
- (7) 「発注可能額」とは、現時点で注文が可能な資金の余力をいう。
- (8) 「転売」とは、買いポジションをクローズ(決済)し、約定代金の差額の授受を行うことをいう。
- (9) 「買戻し」とは、売りポジションをクローズ(決済)し、約定代金の差額の授受を行うことをいう。
- (10) 「反対売買」とは、転売又は買戻しによりクローズ(決済)することをいう。
- (11) 「差金決済」とは、反対売買により約定代金の差額の授受により決済することをいう。
- (12) 「通貨ペア」とは、取引対象の通貨の組み合わせをいう。
- (13) 「売買の種別」とは、セル(売り)、バイ(買い)、それぞれのクローズ(決済)をいう。
- (14) 「注文方法」とは、成行注文、指値注文、トリガー注文等又はそれらの組み合わせをいう。
- (15) 「トリガー注文」とは、売り気配レートが指定値段を上回った際に買い注文が、又は買い気配レートが指定値段を下回った際に売り注文が執行される注文方法をいう。
- (16) 「ポジション」とは、本取引における未決済の約定をいう。
- (17) 「ロスカット」とは、本取引による損失の拡大を防ぐためにポジションをクローズ(決済)することをいう。

第2条 (法令等の遵守)

本取引の利用にあたっては、お客様と当社は、金融商品取引法その他の法令、諸規則、為替証拠金取引口座設定約諾書等を遵守するものとする。

第3条 (口座設定)

以下の基準をすべて満たすお客さまは、当社に対して「東京金融取引所の取引所為替証拠金取引(くりっく365取引)」口座(以下「本取引口座」という。)の設定をお申し込みできるものとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害者でないこと。
- (2) 生活保護法被適用者でないこと。
- (3) 本約款及び当社の定める本取引に関するルールに同意いただけること。
- (4) 本取引のしくみ及びリスクを十分に理解し、ご自身の責任と判断において本取引を利用いただけること。
- (5) 当社よりお客様宛てに、電子メール及び電話でのご連絡が常時とれること。
- (6) 反社会的勢力の企業でないこと及びその企業に属するものでないこと。

(7) その他当社が定める要件

2. 本取引口座の設定の可否は当社が判定するものとする。第1項の要件を全て満たすお客様であっても審査の結果によっては、当社はおお客様に対して本取引口座の設定をお断りできるものとする。
3. 本取引口座の設定が出来ない場合の理由は開示しないものとする。

第4条（取引口座）

本取引に関して、預託証拠金の出し入れ、転売又は買戻しによる差金決済、取引の執行、売買代金の決済、その他本取引に関する金銭の授受等のすべてを当該お客様の取引口座内において処理するものとする。

第5条（取引通貨の種類・取引数量）

本取引において取扱う通貨及び取引の種類は、当社が定めるものとする。

2. 本取引における取引数量の範囲は、当社が定める制限を超えない範囲とする。

第6条（注文の明示）

お客様は、本取引に係る売買を行うときは、あらかじめ通貨ペア、売買の区別、新規決済の別、決済注文の場合は決済の対象玉、注文方法、取引枚数、有効期限等当社の指定する事項を当社に明示するものとする。

第7条（決済注文）

本取引においては、決済の注文を出そうとするときはあらかじめ決済の対象玉を指定するものとする。なお、保有する建玉に相対する取引を行ったときに先入先出方式により決済対象玉を指定するオートネットティングによる決済方式を選択することができる。

第8条（為替レート及びスワップポイント）

お客様が当社と行う本取引に係わる為替レート及びスワップポイントには、取引所が提示する為替レート及びスワップポイントを適用するものとする。

2. お客様は、指値及びトリガーによる注文の場合、その時の市況によっては実際の約定値が指値通りの値段にならない場合があることを了解する。

第9条（証拠金）

お客様は、本取引を開始する前に本取引から生じる当社に対するお客様のすべての債務を担保するため、当社に証拠金を預託することとする。

2. お客様は、必要証拠金以上の取引余力相当額が無ければ、新規に相当する注文の発注を行えないことを了解する。
3. お客様は、本取引において、円貨のみを証拠金として充用することができるものとする。
4. 当社は、お客様に事前に通知することなく経済情勢の変化等に伴い必要証拠金額を変更することができるものとする。
5. お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る預託証拠金の取り扱いについては当社の定めを遵守するものとする。

第10条（預託証拠金の返還）

当社は、お客様の取引口座に出金可能額がある場合、お客様から当該超過する額の全部又は一部の返還請求を受けたときには、当該請求を受けた日の2営業日目(翌々営業日)までに当該請求に係る額をお客様に返還するものとする。ただし、取引所より出金処理が行われる時点において、出金可能額が出金指示額を下回る場合にはその時点の出金可能額が出金され、その余は取消されます。

第11条（取引時間）

お客様が取引できる時間は、当社が定めるものとする。

第12条（値洗い）

当社は、本取引に係るお客様のポジションに対し、取引所の定める時刻に取引所の提示する清算価格、スワップポイントを用いて値洗い計算を行うものとする。

第13条（差金決済）

お客様は、本取引に係るお客様のポジションについて、当社が定める日時までに当社にその旨の意思表示をすることにより、任意にこれを転売又は買戻しすることができるものとする。これに伴う損益の清算は本取引口座において行うものとする。

第14条（受渡決済）

本取引においては、対象取引通貨の受渡し決済は行わないものとする。

第15条（ロールオーバー）

お客様が転売又は買戻しによる差金決済の意思表示を所定の日時までに行わなかった場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、取引所の定める時刻に取引所の提示する清算価格、スワップポイントに基づいて、当該本取引に係るお客様のポジションの決済期日の繰り延べを行うものとする。

第16条（ロスカットルール）

相場の変動等によって生ずる預託金以上の損失の発生を防ぐことを目的として、お客様の保有ポジションが、当社が定める基準（以下「ロスカット基準」といいます。）に該当した場合、お客様に通知することなく、直ちにすべての保有ポジションを決済するために必要な転売又は買い戻しを、当社はお客様の計算において行うものとする。

2. 当社は、ロスカット基準を当社の判断によって変更することができるものとする。
3. ロスカットにより、お客様の所有する全建玉の強制決済を行った結果生じた損失について、当社は一切の責任を負わないものとする。
4. 過度な相場変動によっては、ロスカット基準を上回る損失が発生する可能性があるものとする。
5. 第1項による決済の結果、残債務が生じた場合には、お客様は当社にその額に相当する金銭を直ちに支払うものとする。

第17条（証拠金の追加預託）

取引所の定める1取引営業日の終了時点で、不足が発生した場合には、お客様は、当日の当社が定める時間までに、当該取引日で確定した不足額以上の金額を、当社が定める方法により本取引口座へ追加預託するものとする。また、追加預託を行わない場合、お客様は当日の当社が定める時間までに、お客様の全ての保有ポジションを決済するために必要な転売又は買戻しを行うものとする。

2. 第1項に定めた追加預託若しくは転売又は買戻しを当日の当社が定める時間に確認できない場合、当社はお客様に事前に通知することなく、お客様の全ての保有ポジションについて、お客様の計算において、当社が決済するために必要な転売又は買戻しを任意に行うことができることとする。
3. 第1項に定めた追加預託を行わない場合、当社は、当社が定める時間まで、お客様の本取引口座における新規建玉を制限できるものとする。
4. 証拠金の追加預託の要否及びその金額の確認は、お客様が本取引に係るシステムを利用することによって自ら行うものとする。また、総合コースを利用のお客様については、担当者より連絡をするものとする。
5. 取引所は相場変動等の状況に鑑み、必要に応じて為替証拠金基準額を変更することがあり、為替証拠金基準額の変更によって不足金が発生した場合、お客様は、当日の当社が定める時間までに、当該取引日で確定した不足金額以上の金額を、当社が定める方法により本取引口座へ追加預託するも

のとする。また、当社が必要証拠金額を変更した場合の追加預託も同様とする。

第18条（期限の利益の喪失）

お客様が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は当社に対する本取引及びポジション等に係る一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとする。

- (1) 支払の停止又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立があったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) お客様の当社に対する本取引又は未決済ポジションに係る債権又はその他の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (4) お客様の当社に対する本取引又はポジションに係る債務について差し入れられている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。
 - (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由が発生したとき。
 - (6) 名称及び住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となり、又は連絡がとれなくなったとき。
2. お客様が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、お客様は本取引及び未決済ポジション等に係る当社に対する一切の債務について当社の請求によって期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとする。
- (1) お客様の当社に対する本取引若しくはポジションに係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) お客様の当社に対する債務(但し、本取引及びポジションに係る債務を除く。)について差し入れられている担保の目的物について差押又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。
 - (3) お客様が当社との本約款又はその他の取引約定のいずれかに違反したとき。
 - (4) 前3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第18条の2（反社会的勢力の排除）

お客様は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、社会運動標榜ゴロ、その他の反社会的行為を行う個人または法人（以下、「反社会的勢力」という）でないことを誓約するものとする。

2. 当社は、お客様が前項に掲げる反社会的勢力に該当すると認識を得た場合若しくは前項の誓約が虚偽であると認めた場合は、お客様の取引状況にかかわらず、当社の判断で当該受託契約を解除することができるものとする。
3. 当社は、お客様の暴力的な要求、法的な責任を超える不当な要求行為等により、契約を継続しがたいと認めたときは、当社の申出により当該受託契約を解除することができるものとする。
4. 前2項の規定による契約の解除によって生じた一切の損失についてはお客様の負担とし、当社に対して請求はしないものとする。

第19条（強制決済）

お客様が第18条の規定により期限の利益を喪失した場合、及び第18条の2第2項又は第3項に該当した場合、並びに当社がお客様の意思を長期にわたって確認できない状況にあると合理的に判断した場合は、当社が本取引に係るお客様の債務を確定するため、当社の裁量によりお客様に事前に通知することなく、お客様のポジションの全部又は一部をお客様の計算において反対売買により決済することとする。

第20条（諸経費）

お客様は、当社が別途定める委託手数料等その他の諸経費を支払うものとする。

第21条（公租公課）

お客様は、本取引に係る公租公課について、お客様自身の負担により支払うこととする。

第22条（決済条件の変更）

取引所が決済期日の変更等決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとする。

第23条（預託金銭の利息）

お客様は、本取引に関し当社に預託した証拠金、本取引により生じた売買差益金その他の本取引に関する金銭に対しては、利息が発生しないことに同意するものとする。

第24条（取引報告書）

当社は、お客様に提供する金融商品取引法（以下、「法」といいます。）に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「府令」といいます。）に定める電磁的方法によって交付（以下、「電子交付」といいます。）するものとする。当社は、電子交付につき、次の各号の定めるところによって行うものとする。

- (1) 当社は、次に掲げる方法によって電子交付を行うものとする。
- イ. 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と顧客等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（府令第56条第1項イに規定される方法）
 - ロ. 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（府令第56条第1項ロに規定される方法）
 - ハ. 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法（府令第56条第1項ハに規定される方法）
- ニ. 閲覧ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法（府令第56条第1項ニに規定される方法）
- (2) 当社は、次に掲げる交付書面を電子交付によって提供するものとする。
- イ. 法第37条の3の規定による契約締結前の交付書面
 - ロ. 法第37条の4の規定による契約締結時の交付書面
 - ハ. 法第37条の5の規定による委託証拠金等の受領書等の交付書面
- ニ. その他顧客に対して交付する書面
- (3) お客様が、当社から交付書面を電子交付によって提供を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上のAdobe Acrobat(R) Reader等のPDFファイル閲覧用ソフト及び当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトを必要とする。
- (4) お客様は、書面交付に代えて電子交付に変更する場合、又は電子交付に代えて書面交付へ変更する場合、当社が定める方法によって申し出るものとする。

第25条（通知の効力）

お客様が当社に届出た名称、住所若しくは事務所又はメールアドレスにあて、当社によりなされた本取引に関する諸通知が、お客様の転居、不在その他当社の責めに帰せられない事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなして取扱うものとする。

第26条（免責事項）

次に掲げる損害及び損失については、当社は免責されるものとする。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本取引に係る取引の執行、金銭の授受等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害・損失。
- (2) 外国為替市場の閉鎖又は規則の変更等の理由に基づき、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害及び損失。
- (3) 電信、インターネット又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害・損失。
- (4) 当社所定の書類に押印した印影若しくは署名と届出の印鑑又は署名鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害及び損失。

第27条（債権譲渡等の禁止）

お客様が当社に対して有する本取引若しくは未決済ポジションに係る債権又はその他一切の債権は、これを他に譲渡又は質入れ、その他処分をすることができないものとする。

第28条（適用法）

本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとする。

第29条（合意管轄）

お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所を指定するものとする。

第30条（約款の変更）

当社は、この約款の内容が変更される場合は、お客様にその変更事項を通知することとする。この場合、お客様から所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとする。

平成17年 8月 1日施行
平成18年 4月 3日改定
平成19年 9月30日改定
平成20年10月27日改定
平成20年12月 1日改定
平成21年 2月 9日改定
平成22年 4月 1日改定
平成23年 1月 1日改定
平成23年10月 1日改定

以 上

東京金融取引所為替証拠金取引に関する利用及び取扱規程

第1条（規程の趣旨）

この規程は、お客様とカネツFX証券株式会社（以下「当社」という。）における「くりつく365取引（取引所為替証拠金取引）」（以下「本取引」という。）及び取引システム（以下「本システム」という。）の利用に関する取決めであり、お客様は、本システムを利用するにあたり、この規程に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任において本取引を行うものとする。

第2条（約款・規程の遵守）

お客様は、本システムを利用して通貨の売買を開始するにあたり、「約款」及び「本規程」の各条項を遵守することとする。

第3条（取引の契約及び承認）

本システムは、お客様が「約款」及び「本規程」を熟読了知のうえ、当社と取引所為替証拠金取引の受託契約を締結し、且つ、当社の規程に従って取引を申し込んだものを当社が審査し、承諾した場合に限り利用できることとする。

第4条（注文執行）

お客様が本システムを利用して当社に指図された売買注文は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社はすべての注文（仕切り注文は除く）の執行を行わないものとする。

- (1) お客様の口座に取引証拠金が不足する場合。
 - (2) お客様の売買注文の内容が契約及び規程等に反し又は当社が不相当と判断した場合。
 - (3) お客様が定め、弊社の認めた入金限度額を超える入金がある場合。
2. お客様の手違いにより成立した売買注文については、当社は一切責任を負わないものとする。

第5条（総合コースの提供）

お客様は当社に対して総合コース（以下「本サービス」という。）の利用を申し込むことによって、受託担当者を指定し、運用に係わるアドバイス、その他提案を受けることができるものとする。

2. 当社は本サービス利用のお客様に対し、当社の定める取引時間帯に則してサービスを提供するものとする。なお、本サービス内容及び時間帯は、事前にお客様に通知することなく変更する場合があります。
3. 本サービスを利用して行われた取引の結果について、当社は遅滞無く取引画面に反映し、また、お客様へその結果を報告するものとする。
4. お客様は金融商品取引法に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて電子交付へ変更する場合、当社が定める方法によって申し出るものとする。
5. 本サービスの利用を申し込まれた取引口座において行われた取引の委託手数料は、約款第20条に準じ、当社が定める額とする。

第6条（緊急時の連絡）

お客様の取引において、緊急の事態が生じた場合、コンサルティング部が対応することとする。

2. 緊急時における連絡は、当社所定の連絡先とする。

第7条（ポジションの処分）

取引所の定める1取引営業日の終了時点で、お客様の有効証拠金額が必要証拠金額を下回った場合、当社の定める期限までにお客様が当該取引において発生した不足金額以上の追加預託を行わない時は、当社はおお客様のポジションを処分できることとする。

2. 当社は、お客様が約款第18条の規定に該当した場合、そのポジションを強制的に決済することができることとする。

第8条（金銭等の受渡し）

お客様が売買注文を指図する場合は、あらかじめ取引証拠金を当社指定の銀行口座に振込み、預託するものとする。なお、振込手数料はお客様のご負担とする。

2. 本システム利用のお客様が、当社に預け入れた金銭の返還を請求する場合、お客様は本システムの「出金依頼」にて連絡することとする。
3. 当社は約款第10条に従い、お客様指定の銀行口座へ振込みにて返還することとする。なお、振込手数料等は当社負担とする。

第9条（諸費用）

本取引を利用される際の本システムの使用料及び口座管理料は、原則として徴収しないこととする。

2. 前項の諸費用については、変更する場合は、事前に連絡するものとする。
3. 変更後の上記諸費用の金額の支払いがなき場合は、お客様の預り金より徴収することとする。

第10条（端末の障害）

お客様の端末に障害が生じた場合は、お客様の責任において障害を取り除くものとする。

2. 端末の障害によりお客様が被った損害については、当社は一切その責任を負わないこととする。
3. 端末に障害が生じて、その障害が復旧するまでの期間、お客様は電話等により売買注文を指図することができるものとする。但し、この場合の委託手数料は、約款第20条に準じ、当社が定める額とする。

第11条（本システムの利用契約の終了）

次に掲げるいずれかに該当する場合、本システムの利用契約は終了されるものとする。

- (1) お客様が、当社に本システムの利用中止を申し出た場合。
- (2) お客様が、本取引を清算した場合。
- (3) お客様が、本規程に反し、且つ、当社が取引不適格者と判断した場合。
- (4) 当社が、本サービスを廃止した場合。

第12条（本サービスの利用禁止）

当社は、お客様が本サービスを利用することが不相当と判断した場合には、本サービスの利用を断ることができるものとする。

第13条（免責事項）

次に掲げる事由による損害及び損失については、当社は免責されるものとする。

- (1) 通信機器、通信回線、コンピュータ等の障害により注文等の受付が不能となったために損害が発生した場合。
- (2) お客様以外の者が当該お客様の暗証番号を使用して、本システムで取引を行い損失が発生した場合。
- (3) お客様が端末の障害等により、本システムを利用できなかったため、損失が発生した場合。

第14条（権利義務の譲渡）

お客様は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡することはできないこととする。

第15条（契約内容の変更）

法令の変更、その他の理由により本規程が変更された場合は、お客様にその変更事項を通知することとする。この場合、お客様から所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとす。

平成17年 8月 1日施行
平成18年 4月 3日改定
平成19年 9月30日改定
平成20年10月27日改定
平成20年12月 1日改定
平成21年 2月 9日改定
平成22年 4月 1日改定

以 上

東京金融取引所受託契約準則

東京金融取引所受託契約準則

第1章 総則

(目的)

第1条 この準則は、定款第39条の規定に基づき、本取引所の市場における市場デリバティブ取引の受託に関する契約、提携市場デリバティブ取引の受託に関する契約、提携市場デリバティブ取引の委託の取次ぎの受託に関する契約及び第4条第1項に規定する受管の委託を受けること(以下「受管の受託」という。)に関する契約について必要な事項、並びに取次者の本取引所の市場における市場デリバティブ取引の委託の取次ぎの引受けに関する契約について必要な事項を定める。ただし、オプションを取引の対象とする市場デリバティブ取引の受託に関する契約について必要な事項については、この準則に定めるもののほか、ユーロ円3ヵ月金利先物オプションに関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「オプション特例」という。)をもって定める。

2 この準則の変更は、取締役会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りではない。

(平成3年7月8日、平成8年4月8日、平成10年12月1日、平成16年4月1日、平成17年7月1日、平成19年9月30日変更)

(適用除外)

第1条の2 顧客の受託に係る市場デリバティブ取引が取引所為替証拠金取引であるときは、第3章第2節、第4章、第5章、第7章、第8章の2及び第8章の3並びにその他非清算参加者、清算委託契約、清算建玉及びギブアップ制度を前提とする規定は適用しないものとし、顧客の受託に係る市場デリバティブ取引が取引所株価指数証拠金取引であるときは、第3章第2節、第4章、第5章、第7章、第8章並びに清算建玉及びギブアップ制度を前提とする規定は適用しないものとする。

(平成17年7月1日追加、平成19年9月30日、平成22年10月1日変更)

(定義)

第2条 本取引所の定款、業務規程、取引所為替証拠金取引に関する業務規程の特例(以下「為替特例」という。)、取引所株価指数証拠金取引に関する業務規程の特例(以下「株価指数特例」という。)及び業務方法書における用語の意義は、この準則について適用する。ただし、この準則においてユーロ円3ヵ月金利先物とは、業務規程第3条第1号に規定する金融指標に係る市場デリバティブ取引及び業務規程第23条に規定する金融指標に係る清算建玉をいう。

(平成8年4月8日追加、平成10年12月1日、平成16年4月1日、平成17年7月1日、平成19年9月30日、平成22年10月1日変更)

(準則の遵守)

第3条 顧客及び取引参加者は、この準則を熟読し、これを遵守すべきことに同意してすべての取引を処理するものとする。ただし、顧客が取次者である場合における当該取次者と申込者との関係については、取引参加者と委託者との関係に準じて取引を処理するものとし、第5条第5項、第7条

の2の2、第7条の3第1項、第7条の4第1項、第8条、第11条の3並びに第28条の2第2項を除きこの準則の規定を適用する。この場合において、第5条第3項中「本取引所が定める様式による金利先物等取引口座設定約諾書」とあるのは「本準則に準じた契約書」と、第6条の2第3項中「本取引所が定める様式による為替証拠金取引口座設定約諾書」とあるのは「本準則に準じた契約書」と、第6条の2の2第3項中「本取引所が定める様式による株価指数証拠金取引口座設定約諾書」とあるのは「本準則に準じた契約書」と、第10条中「第8条第1項」とあるのは「第8条の2」と、第6条、第9条及び第10条中「委託又はその委託の取次ぎの委託」とあるのは「委託又は委託の取次ぎの申込み」と、第1条、第6条、第7条の4第2項、第8条の2、第9条並びに第10条を除き本準則中「取引参加者」とあるのは「取次者」と、「注文執行取引参加者」とあるのは「注文執行取引参加者に対する取次者」と、「清算執行取引参加者」とあるのは「清算執行取引参加者に対する取次者」と、「移管元取引参加者」とあるのは「移管元取引参加者に対する取次者」と、「移管先取引参加者」とあるのは「移管先取引参加者に対する取次者」と、「顧客」とあるのは「申込者」と、「委託証拠金」とあるのは「委託証拠金並びに取次証拠金」と、「委託」とあるのは「委託の取次ぎの申込み」と、「為替証拠金取引参加者」とあるのは「取引所為替証拠金取引に係る取次者」と、「株価指数証拠金取引参加者」とあるのは「取引所株価指数証拠金取引に係る取次者」と読み替えて適用する。

(平成8年4月8日、平成10年12月1日、平成11年10月26日、平成15年4月28日、平成16年4月1日、平成17年7月1日、平成17年12月20日、平成19年9月30日、平成22年10月1日変更)

第2章 取引口座の設定

(平成8年4月8日変更)

(顧客からの通告事項)

第4条 顧客は、市場デリバティブ取引の委託又は、清算建玉の発生及びその清算の委託(以下「受管の委託」という。)をする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を取引参加者に通告するものとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は事務所の所在地
- (3) 特に通信を受ける場所を定めたときは、その場所
- (4) 代理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに代理人の権限の範囲

2 顧客が前項各号に掲げる事項を変更したときは、取引参加者に対して直ちにその旨を通告しなければならない。

(平成8年4月8日、平成10年12月1日、平成16年4月1日、平成19年9月30日、平成20年4月7日変更)

(金利先物等取引口座の設定等)

第5条 顧客が金利先物等取引の委託又は受管の

委託をしようとするときは、金利先物等取引に係る取引口座(以下「金利先物等取引口座」という。)を設定しなければならない。

2 金利先物等取引口座の設定については、顧客がその旨を金利先物等取引参加者に申し込み、その承諾を受けるものとする。

3 顧客は、前項の申込みにつき、金利先物等取引参加者の承諾を受けた場合には、本取引所が定める様式による金利先物等取引口座設定約諾書に所定事項を記載し、これに署名又は記名押印して、金利先物等取引参加者に差し入れるものとする。

4 金利先物等取引参加者は、取引証拠金、委託証拠金、金利先物等取引又は清算建玉について転売若しくは買戻し又は最終決済を行った場合の損益金、オプション料、その他授受する金銭を、第1項に規定する金利先物等取引口座により処理するものとする。

5 顧客がギブアップに係る金利先物等取引の委託をしようとするときは、第1項に規定する金利先物等取引口座を注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者に設定しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、顧客が第7条の4第2項の規定に基づきギブアップに係る金利先物等取引の委託をしようとするときは、注文執行取引参加者の顧客は当該注文執行取引参加者に、清算執行取引参加者の顧客は当該清算執行取引参加者にそれぞれ第1項に規定する金利先物等取引口座を設定するものとする。

7 顧客が証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則(以下「証拠金規則」という。)第26条に規定する証拠金の預託方式として差換預託に同意するときは、あらかじめ本取引所が定める様式による差換預託に関する同意書を取引参加者に届け出るものとする。

8 顧客は、第3項の規定による約諾書の差し入れ及び前項の規定による差換預託に関する同意書の届出に代えて、取引参加者からその用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を提示され、取引参加者に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨、又は差換預託に関する同意を行った旨を取引参加者に通知することができる。この場合において、当該顧客は、当該約諾書を取引参加者に差し入れたもの、又は当該差換預託に関する同意書を届け出たものとみなす。

9 前項に規定する書面又は電磁的方法による承諾を得た取引参加者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を行わない旨の申出があったときは、電磁的方法によって当該顧客から前項の規定による通知を受け入れてはならない。ただし、当該顧客が再び当該承諾をした場合は、この限りでない。

(平成8年4月8日、平成10年12月1日、平成11年10月26日、平成16年4月1日、平成17年7月1日、平成19年9月30日、平成20年4月7日、平成22年4月1日変更)

(外国市場デリバティブ取引口座の設定)

第6条 顧客が提携市場デリバティブ取引の委託

又はその委託の取次ぎの委託をしようとするときは、外国市場デリバティブ取引口座を設定しなければならない。

2 外国市場デリバティブ取引口座の設定については、顧客がその旨を取引参加者に申し込み、その承諾を受けるものとする。

3 顧客は、前項の申込みにつき、取引参加者の承諾を受けた場合には、外国市場デリバティブ取引口座設定約諾書を取引参加者に差し入れるものとする。

4 取引参加者は、第10条に規定する証拠金その他の金銭を、第1項に規定する外国市場デリバティブ取引口座により処理するものとする。

5 顧客は、第3項の規定による約諾書の差し入れに代えて、取引参加者からその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示され、取引参加者に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨を取引参加者に通知することができる。この場合において、当該顧客は、当該約諾書を取引参加者に差し入れたものとみなす。

6 前項に規定する書面又は電磁的方法による承諾を得た取引参加者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を行わない旨の申出があったときは、電磁的方法によって当該顧客から前項の規定による通知を受け入れてはならない。ただし、当該顧客が再び当該承諾をした場合は、この限りでない。

(平成8年4月8日、平成16年4月1日、平成19年9月30日、平成20年4月7日変更)

(為替証拠金取引口座の設定)

第6条の2 顧客が取引所為替証拠金取引の委託をしようとするときは、取引所為替証拠金取引に係る取引口座(以下「為替証拠金取引口座」という。)を設定しなければならない。

2 為替証拠金取引口座の設定については、顧客がその旨を為替証拠金取引参加者に申し込み、その承諾を受けるものとする。

3 顧客は、前項の申込みにつき、為替証拠金取引参加者の承諾を受けた場合には、本取引所が定める様式による為替証拠金取引口座設定約諾書に所定事項を記載し、これに署名又は記名押印して、為替証拠金取引参加者に差し入れるものとする。

4 為替証拠金取引参加者は、為替取引証拠金を、第1項に規定する為替証拠金取引口座により処理するものとする。

5 顧客は、第3項の規定による約諾書の差し入れに代えて、取引参加者からその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示され、取引参加者に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨を取引参加者に通知することができる。この場合において、当該顧客は、当該約諾書を取引参加者に差し入れたものとみなす。

6 前項に規定する書面又は電磁的方法による承諾を得た取引参加者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を行わない旨の申出があったときは、電磁的方法によって当該顧客から前項の規定による通知を受け入れてはならない。ただし、当該顧客が再び当該承諾をした場合は、この限りでない。

(平成17年7月1日追加、平成19年9月30

日、平成 20 年 4 月 7 日変更)

(株価指数証拠金取引口座の設定)

第6条の2 の2顧客が取引所株価指数証拠金取引の委託をしようとするときは、取引所株価指数証拠金取引に係る取引口座（以下「株価指数証拠金取引口座」という。）を設定しなければならない。

2 株価指数証拠金取引口座の設定については、顧客がその旨を株価指数証拠金取引参加者等に申し込み、その承諾を受けるものとする。

3 顧客は、前項の申し込みにつき、株価指数証拠金取引参加者等の承諾を受けた場合には、本取引所が定める様式による株価指数証拠金取引口座設定約諾書に所定事項を記載し、これに署名又は記名押印して、株価指数証拠金取引参加者等に差し入れるものとする。

4 株価指数証拠金取引参加者等は、株価指数証拠金取引を、株価指数証拠金取引口座により処理するものとする。

5 顧客は、第3項の規定による約諾書の差し入れに代えて、取引参加者からその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示され、取引参加者に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨を取引参加者に通知することができる。この場合において、当該顧客は、当該約諾書を取引参加者に差し入れたものとみなす。

6 前項に規定する書面又は電磁的方法による承諾を得た取引参加者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を行わない旨の申出があった場合は、電磁的方法によって当該顧客から同項の規定による通知を受け入れてはならない。ただし、当該顧客が再び当該承諾をしたときは、この限りでない。

(平成 22 年 10 月 1 日追加)

第3章 市場デリバティブ取引の受託

(平成 8 年 4 月 8 日追加、平成 19 年 9 月 30 日変更)

第1節 顧客による市場デリバティブ取引の委託

(平成 11 年 10 月 26 日追加、平成 19 年 9 月 30 日変更)

(取引の委託に先立つ指示事項)

第6条の3 顧客は、取引所為替証拠金取引の委託に先立って、為替証拠金取引参加者に対し第7条の2の2第1項に規定する建玉の決済方法のいずれかを指示しなければならない。

2 顧客は、取引所株価指数証拠金取引の委託に先立って、株価指数証拠金取引参加者等に対し、第7条の2の3第1項に規定する建玉の決済方法のいずれかを指示しなければならない。

(平成 20 年 10 月 27 日追加、平成 22 年 10 月 1 日変更)

(委託の際の指示事項)

第7条 顧客が金利先物等取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。

- (1) 委託する金融指標等の種類及び限月取引
- (2) ストラテジー取引により行おうとするときは、その種類
- (3) ブロック取引により行おうとするときは、

その旨

(4) 売付取引又は買付取引の別（ストラテジー取引にあっては、ストラテジー売又はストラテジー買の別）

(5) 数量

(6) 価格の限度（ストラテジー取引にあってはストラテジー価格の限度）

(7) 委託注文の有効期間

(8) その他条件を付すときは、その条件

2 前項の規定にかかわらず、顧客が前項第7号の委託注文の有効期間を指示しない場合において、委託注文がプレオープン時間帯の開始時から当日の夜間取引時間帯の終了時（夜間取引時間帯における付合せを行わないときは日中取引時間帯の終了時。以下同じ。）までの間になされた場合には、当該委託注文は当該夜間取引時間帯の終了時まで有効とし、委託注文が夜間取引時間帯の終了後から翌営業日（業務規程第2条第23号に規定する営業日をいう。以下別途の定めがある場合を除き同じ。）のプレオープン時間帯の開始時までの間になされた場合には、当該委託注文は当該プレオープン時間帯の開始時から当日の夜間取引時間帯の終了時まで有効とする。

3 顧客が取引所為替証拠金取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を為替証拠金取引参加者に指示するものとする。

(1) 委託する取引所為替証拠金取引の種類

(2) 売付取引又は買付取引の別

(3) 数量

(4) 指値呼び値及びトリガー指値呼び値にあっては、価格の限度

(5) トリガー呼び値にあっては、トリガー条件となる価格

(6) 委託注文の有効期間。ただし、IC 成行呼び値及びロスカット呼び値については、この限りでない。

(7) その他条件を付すときは、その条件

4 顧客が、取引所株価指数証拠金取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を株価指数証拠金取引参加者等に指示するものとする。

(1) 委託する取引所株価指数証拠金取引の種類

(2) 売付取引又は買付取引の別

(3) 数量

(4) 指値呼び値及びトリガー指値呼び値にあっては、価格の限度

(5) トリガー呼び値にあっては、トリガー条件となる価格

(6) 委託注文の有効期間。ただし、IC 成行呼び値及びロスカット呼び値については、この限りでない。

(7) その他条件を付すときは、その条件

(平成 3 年 12 月 9 日、平成 8 年 4 月 8 日、平成 10 年 7 月 28 日、平成 13 年 9 月 3 日、平成 15 年 4 月 28 日、平成 16 年 4 月 1 日、平成 17 年 7 月 1 日、平成 19 年 9 月 30 日、平成 20 年 4 月 28 日、平成 20 年 10 月 27 日、平成 22 年 10 月 1 日変更)

(金利先物等取引に係る転売又は買戻し等の指示)

第7条の2 取引参加者に金利先物等取引を委託した顧客は、当該取引参加者の定める日時までに、

成立する金利先物等取引又は成立した金利先物等取引について新規の売付取引、新規の買付取引、転売又は買戻しの別を当該取引参加者に指示するものとする。2前項の規定にかかわらず、金利先物等取引を委託した顧客が取引参加者に前項の指示をしないときは、新規の売付取引又は新規の買付取引の指示があったものとする。

3 金利先物等取引を委託した顧客は、その注文時において、新規の売付取引、新規の買付取引、転売又は買戻しの別を取引参加者に指示することを要しない。

(平成10年7月28日追加、平成16年4月1日、平成17年7月1日、平成19年9月30日、平成22年10月1日変更)

(取引所為替証拠金取引の決済方法)

第7条の2の2為替証拠金取引参加者が顧客の委託に係る取引所為替証拠金取引の建玉を有する場合において、当該建玉を決済する方法は、次に掲げる方法のいずれかによる。

(1) 転売・買戻しの申告(同一種類の取引所為替証拠金取引に係る売建玉及び買建玉を同時に有し、本取引所への申告により同一数量の売建玉及び買建玉を減じる方法をいう。)

(2) 転売・買戻し(同一種類の取引所為替証拠金取引について、売建玉を有している場合に買付取引を行い、又は買建玉を有している場合に売付取引を行って、直ちに対当する売建玉と買付取引のいずれか小さい数量又は買建玉と売付取引のいずれか小さい数量について、当該売建玉又は買建玉を減じる方法をいう。)

2 転売・買戻しの申告においては、為替証拠金取引参加者の顧客ごとの取引について、業務方法書第90条の9の2に規定する転売・買戻しの申告が行われた取引日に、申告された内容にしたがって特定の売建玉及び買建玉を減じるものとする。

3 転売・買戻しにおいては、為替証拠金取引参加者が顧客の委託に係る取引所為替証拠金取引の売建玉又は買建玉を有する場合で、新たに当該顧客の計算により、当該売建玉又は買建玉と同じ種類の取引所為替証拠金取引の買付取引又は売付取引を行ったときは、当該買付取引又は売付取引は当該為替証拠金取引参加者の有する売建玉の買戻し又は買建玉の転売に係る取引として、当該取引の数量を、その有する売建玉又は買建玉について成立が先のものから順番に減じるものとする。

4 為替証拠金取引参加者に委託をした顧客は、その注文時において、新規の売付取引、新規の買付取引、転売又は買戻しの別を為替証拠金取引参加者に指示することを要しない。

(平成17年7月1日追加、平成19年9月30日、平成20年10月27日、平成22年10月1日変更)

(取引所株価指数証拠金取引の決済方法)

第7条の2の3株価指数証拠金取引参加者等が顧客の委託に係る取引所株価指数証拠金取引の建玉を有する場合において、当該建玉を決済する方法は、次に掲げる方法のいずれかによる。

(1) 転売・買戻しの申告(同一種類の取引所株価指数証拠金取引に係る売建玉及び買建玉を同時に有し、本取引所への申告により同一数量の売建玉及び買建玉を減じる方法をいう。)

(2) 転売・買戻し(同一種類の取引所株価指数証拠金取引について、売建玉を有している場合に買付取引を行い、又は買建玉を有している場合に売付取引を行って、直ちに対当する売建玉と買付取引のいずれか小さい数量又は買建玉と売付取引のいずれか小さい数量について、当該売建玉又は買建玉を減じる方法をいう。)

2 転売・買戻しの申告においては、株価指数証拠金取引参加者等の顧客ごとの取引について、業務方法書第90条の22に規定する転売・買戻しの申告が行われた取引日に、申告された内容にしたがって、特定の売建玉及び買建玉を減じるものとする。

3 転売・買戻しにおいては、株価指数証拠金取引参加者等が顧客の委託に係る取引所株価指数証拠金取引の売建玉又は買建玉を有する場合で、新たに当該顧客の計算により、当該売建玉又は買建玉と同じ種類の取引所株価指数証拠金取引の買付取引又は売付取引を行ったときは、当該買付取引又は売付取引は当該株価指数証拠金取引参加者等の有する売建玉の買戻し又は買建玉の転売に係る取引として、当該取引の数量を、その有する売建玉又は買建玉について成立が先のものから順番に減じるものとする。

4 株価指数証拠金取引参加者等に委託をした顧客は、その注文時において、成立させようとする取引所株価指数証拠金取引について新規又は決済の別を株価指数証拠金取引参加者等に指示することを要しない。

(平成22年10月1日追加)

第2節ギブアップ

(平成11年10月26日追加)

(ギブアップに係る市場デリバティブ取引又は清算建玉の受管の委託)

第7条の3 顧客が注文執行取引参加者に委託し成立したギブアップに係る市場デリバティブ取引又は顧客が注文執行取引参加者に受管の委託を行い発生したギブアップに係る清算建玉が、本取引所が清算執行取引参加者からテイクアップ申告を受けたことにより消滅した場合には、当該市場デリバティブ取引又は清算建玉についての顧客と注文執行取引参加者との間の委託が終了し、同時にあらたに発生した市場デリバティブ取引又は清算建玉についての顧客と清算執行取引参加者との間の清算に係る委託があらたに成立するものとする。

2 ギブアップにより発生した市場デリバティブ取引又は清算建玉については、証拠金規則において、顧客が清算執行取引参加者に委託したものとみなし、かつ当該ギブアップの対象となった市場デリバティブ取引又は清算建玉を注文執行取引参加者が成立又は発生させた取引日において、顧客の委託に基づき成立又は発生したものとみなす。

(平成11年10月26日追加、平成15年4月28日、平成16年4月1日、平成19年9月30日変更)

(ギブアップに係る契約の締結)

第7条の4 注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者がギブアップに係る市場デリバティブ取

引又は清算建玉の受管の委託を受ける場合には、当該注文執行取引参加者、当該清算執行取引参加者及び当該委託をしようとする顧客の間でギブアップに係る契約を締結し、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 委託手数料の額並びにその徴収者及び徴収方法

(2) 清算の引受けの拒絶に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、注文執行取引参加者の顧客及び清算執行取引参加者の顧客が異なる場合において、当該注文執行取引参加者及び当該清算執行取引参加者の間で本取引所が別に定める協定書が締結されているときは、当該注文執行取引参加者及び当該清算執行取引参加者は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引又は清算建玉の受管の委託を受けることができるものとする。

(平成11年10月26日追加、平成11年12月7日、平成15年4月28日、平成16年4月1日、平成19年9月30日変更)

(ギブアップに係る市場デリバティブ取引又は清算建玉の受管の委託の際の指示事項)

第7条の5 顧客がギブアップに係る市場デリバティブ取引又は清算建玉の受管の委託をする場合には、その都度注文執行取引参加者に対し、第7条第1項各号又は第9条第1項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

(1) 当該市場デリバティブ取引又は清算建玉がギブアップに係る市場デリバティブ取引又は清算建玉である旨

(2) 清算執行取引参加者の名

2 前項の規定にかかわらず、顧客は、注文執行取引参加者の同意がある場合には、当該注文執行取引参加者の定める時限までに、前項各号に掲げる事項を当該注文執行取引参加者に指示することができるものとする。ただし、顧客が当該指示をしないときは、当初からギブアップに係らない市場デリバティブ取引又は清算建玉の受管の委託がなされたものとする。

(平成11年10月26日追加、平成15年4月28日、平成16年4月1日、平成19年9月30日変更)

(ギブアップに係る転売又は買戻し等の指示)

第7条の6 ギブアップに係る市場デリバティブ取引又は清算建玉の清算に係る委託をした顧客は、清算執行取引参加者の定める日時までに、当該ギブアップによりあらたに発生した市場デリバティブ取引又は清算建玉について新規の売付取引若しくは清算売建玉、新規の買付取引若しくは清算買建玉、転売又は買戻しの別を当該清算執行取引参加者に指示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、顧客が清算執行取引参加者に前項の指示をしないときは、新規の売付取引若しくは新規の清算売建玉の発生又は新規の買付取引若しくは新規の清算買建玉の発生の指示があったものとする。

(平成11年10月26日追加、平成15年4月28日、平成15年5月9日、平成16年4月1日、平成19年9月30日変更)

(ギブアップに係る証拠金等)

第7条の7 顧客は、ギブアップに係る市場デリバティブ取引又は清算建玉については、証拠金及び転売若しくは買戻し又は最終決済に伴う金銭を、清算執行取引参加者との間で授受するものとする。

(平成11年10月26日追加、平成15年4月28日、平成16年4月1日、平成19年9月30日変更)

第4章 受管の受託

(平成8年4月8日追加)

(受管の委託の時期)

第8条 取引参加者に提携市場デリバティブ取引の委託又はその委託の取次ぎの委託を行い当該取引参加者の計算により清算建玉を発生させようとする顧客は、当該提携市場デリバティブ取引の委託又はその委託の取次ぎの委託をした時に、当該清算建玉につき当該取引参加者に受管の委託を行ったものとみなす。

2 取引参加者に提携市場デリバティブ取引の委託又はその委託の取次ぎの委託を行わずして当該取引参加者の計算により清算建玉を発生させようとする顧客は、当該清算建玉が発生した時に、当該清算建玉につき当該取引参加者に受管の委託を行ったものとみなす。

(平成8年4月8日追加、平成16年4月1日、平成19年9月30日変更)

(受管の委託の取次ぎの申込みの時期)

第8条の2 取次者に提携市場デリバティブ取引の委託又は委託の取次ぎの申込みを行い取引参加者の計算により清算建玉を発生させようとする申込者は、当該提携市場デリバティブ取引の委託又は委託の取次ぎの申込みをした時に、当該清算建玉につき当該取次者に受管の委託の取次ぎの申込みを行ったものとみなす。

(平成10年12月1日追加、平成16年4月1日、平成19年9月30日変更)

(提携市場デリバティブ取引の委託又はその委託の取次ぎの委託の際の指示事項)

第9条 前2条に規定する顧客が取引参加者に提携市場デリバティブ取引の委託又はその委託の取次ぎの委託をしようとする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を当該取引参加者に指示するものとする。

(1) 委託する指標の種類及び限月取引

(2) 数量

(3) 提携市場デリバティブ取引における指標の数値

(4) 委託注文の有効期間

2 前項の規定にかかわらず、前2条に規定する顧客が前項第4号の委託注文の有効期間を指示しない場合において、委託注文が提携外国取引所の取引の行われる時間帯(以下「提携外国取引所の取引時間帯」という。)においてなされた場合には、当該委託注文は当該提携外国取引所の取引時間帯に限り有効とし、委託注文が提携外国取引所の取引時間帯以外の時になされた場合には、当該委託注文はその直後に到来する提携外国取引所の

取引時間帯に限り有効とする。

(平成8年4月8日追加、平成10年12月1日、平成16年4月1日、平成19年9月30日変更)

(提携市場デリバティブ取引に係る証拠金及び手数料等)

第10条 取引参加者は、第8条第1項に規定する顧客から提携市場デリバティブ取引の委託又はその委託の取次ぎの委託を受け当該提携市場デリバティブ取引が成立した場合において、当該取引参加者の定める額の委託手数料を、当該取引参加者の定めるときに、当該顧客から徴収することができる。

2 取引参加者は、委託手数料のほかに通信又は送込に要した実費その他提携市場デリバティブ取引に関し要した費用を、徴収することができる。

3 取引参加者は、第8条第1項に規定する顧客の委託又は委託の取次ぎの委託に係る提携市場デリバティブ取引が成立した場合で当該提携市場デリバティブ取引が成立した提携外国取引所の営業日中に当該提携市場デリバティブ取引に係る外国建玉と同条件の清算建玉が発生しなかったときは、取引参加者の定める方法により、当該提携市場デリバティブ取引に係る損益金及び当該取引参加者の定める額の当該提携市場デリバティブ取引に係る証拠金を当該顧客と授受することができる。

(平成8年4月8日追加、平成16年4月1日、平成19年9月30日変更)

(転売又は買戻し等の指示)

第11条 取引参加者に受管の委託をした顧客は、当該取引参加者の定める日時までに、発生した清算建玉又は発生する清算建玉について新規の清算売建玉の発生、新規の清算買建玉の発生、転売又は買戻しの別を当該取引参加者に指示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受管の委託をした顧客が取引参加者に前項の指示をしないときは、新規の清算売建玉又は新規の清算買建玉が発生したものとする。

3 取引参加者に受管の委託をした顧客は、その委託時において、新規の清算売建玉の発生、新規の清算買建玉の発生、転売又は買戻しの別を取引参加者に指示することを要しない。

(平成8年4月8日追加、平成16年4月1日、平成19年9月30日変更)

第5章 建玉移管

(平成15年4月28日追加)

(建玉移管の委託の際の指示事項)

第11条の2 顧客が建玉移管の委託をする場合には、移管元取引参加者及び移管先取引参加者それぞれの定める日時までに、次の各号に掲げる事項を当該移管元取引参加者及び移管先取引参加者それぞれに指示するものとする。

- (1) 移管建玉の金融指標等の種類及び限月取引又はオプション特例に定める銘柄
- (2) 売建玉又は買建玉の別
- (3) 移管建玉の数量
- (4) 移管元取引参加者に指示する場合は移管先取引参加者の名。移管先取引参加者に指示する場合は移管元取引参加者の名

る場合は移管元取引参加者の名

(5) 建玉移管を行う日

(平成15年4月28日追加、平成16年4月1日、平成17年7月1日変更)

(移管建玉に係る委託)

第11条の3 顧客の委託に係る移管建玉が移管先取引参加者に引き継がれた場合には、移管時刻をもって当該移管建玉についての顧客と移管元取引参加者との間の委託が終了し、同時に当該移管建玉についての顧客と移管先取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。

(平成15年4月28日追加、平成15年5月9日、平成16年4月1日変更)

第6章 証拠金

(平成8年4月8日追加、平成10年12月1日、平成15年4月28日、平成16年4月1日変更)

(証拠金)

第11条の4 証拠金に関する事項は、証拠金規則、取引所為替証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則(以下「為替証拠金規則」という。)及び取引所株価指数証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則(以下「株価指数証拠金規則」という。)によるものとする。

(平成10年12月1日追加、平成15年4月28日、平成16年4月1日、平成17年7月1日、平成22年10月1日変更)

第11条の5 から第21条まで(削除)

(平成16年4月1日変更)

第7章 金利先物等取引及び清算建玉に係る転売若しくは買戻し又は最終決済に伴う金銭の授受

(平成8年4月8日追加、平成10年12月1日、平成15年4月28日、平成17年7月1日、平成19年9月30日変更)

(転売又は買戻しに伴い授受する金銭)

第22条 顧客の市場デリバティブ取引(金利先物等取引をいう。以下本章において同じ。)又は清算建玉について転売又は買戻しを行った場合には、金融指標等ごとの取引単位あたり次の各号に定める計算式により算出した額に当該顧客の取引数量及び受管数量(各数量ともにギブアップに係るものを除く。)並びにギブアップに係る発生数量の合計数量を乗じた額の金銭を取引参加者と顧客との間で授受するものとする。

(1) ユーロ円3ヵ月金利先物

1 億円×転売又は買戻しに係る約定価格又は受管数値と当該転売又は買戻しの対象となった買付取引若しくは売付取引に係る約定価格又は清算買建玉若しくは清算売建玉に係る受管数値との差×100分の1×360日分の90日

(2) 2年円金利スワップ先物、5年円金利スワップ先物、7年円金利スワップ先物及び10年円金利スワップ先物

1,000万円×転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった買付取引又は売付取引に係る約定価格との差×100分の1

- (3) 無担保コールオーバーナイト金利先物
3億円×転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった買付取引又は売付取引に係る約定価格との差×100分の1×360日分の30日
- (4) GCレポスポット・ネクスト金利先物
3億円×転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった買付取引又は売付取引に係る約定価格との差×100分の1×360日分の30日
- (5) ユーロ円 LIBOR6 ヲ月金利先物の取引単位あたり授受する金銭の額
1億円×転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった買付取引又は売付取引に係る約定価格との差×100分の1×360日分の180日

2 前項において、顧客の市場デリバティブ取引が売付取引の場合又は顧客の清算建玉が清算売建玉の場合、買戻しに係る約定価格又は受管数値が当該買戻しの対象となった売付取引に係る約定価格又は当該買戻しの対象となった清算売建玉に係る受管数値を下回ったときには顧客が金銭を受け取ることとなり、買戻しに係る約定価格又は受管数値が当該買戻しの対象となった売付取引に係る約定価格又は当該買戻しの対象となった清算売建玉に係る受管数値を上回ったときには顧客が金銭を支払うこととなり、顧客の市場デリバティブ取引が買付取引の場合又は顧客の清算建玉が清算買建玉の場合、転売に係る約定価格又は受管数値が当該転売の対象となった買付取引に係る約定価格又は当該転売の対象となった清算買建玉に係る受管数値を上回ったときには顧客が金銭を受け取ることとなり、転売に係る約定価格又は受管数値が当該転売の対象となった買付取引に係る約定価格又は当該転売の対象となった清算買建玉に係る受管数値を下回ったときには顧客が金銭を支払うこととなる。

3 ユーロ円先物遠隔地取引参加者とその顧客は、第1項の規定による金銭の授受を円通貨以外の通貨建て現金により行うことができる。

(平成3年2月15日、平成4年5月1日、平成4年7月14日、平成8年4月8日、平成10年12月1日、平成11年3月23日、平成11年10月26日、平成12年11月1日、平成15年4月28日、平成15年5月9日、平成16年4月1日、平成17年7月1日、平成17年12月20日、平成19年9月30日、平成19年12月3日、平成21年6月1日、平成23年12月1日変更)

(転売又は買戻しに伴う損失金の支払時限)

第23条 顧客は、前条の規定により金銭を支払うこととなった場合には、前条の規定により算出された額の金銭を、当該転売又は買戻しを行った取引日の日中取引時間帯の属する営業日の翌々営業日（銀行法第15条第1項の規定による銀行の休日にあたるときは順次繰り下げる。）以内の取引参加者の指定する日時までに取引参加者に支払うものとする。

(平成10年12月1日追加、平成16年4月1日、平成17年12月20日変更)

(差金決済のために授受する金銭)

第24条 ユーロ円3ヶ月金利先物、2年円金利スワ

ップ先物、5年円金利スワップ先物、7年円金利スワップ先物、10年円金利スワップ先物、無担保コールオーバーナイト金利先物、GCレポスポット・ネクスト金利先物又はユーロ円LIBOR6 ヲ月金利先物の限月取引について取引最終日以前に買戻しが行われなかった売付取引若しくは清算売建玉（以下「最終売建玉」という。）又は転売が行われなかった買付取引若しくは清算買建玉（以下「最終買建玉」という。）については、当該限月取引の取引最終日の日中取引時間帯（ユーロ円LIBOR6 ヲ月金利先物については、当該限月取引の取引最終日の夜間取引時間帯）終了後に本取引所が業務方法書により決定する数値（以下「差金決済数値」という。）による決済（以下「差金決済」という。）を行うものとし、この場合、顧客と取引参加者は、金融指標等ごとの取引単位あたりの各号に定める計算式により算出した額に当該顧客の最終売建玉の数量又は最終買建玉の数量を乗じた額の金銭を授受するものとする。

(1) ユーロ円3ヶ月金利先物

1億円×差金決済数値と最終売建玉又は最終買建玉に係る約定価格又は受管数値との差×100分の1×360日分の90日

(2) 2年円金利スワップ先物、5年円金利スワップ先物、7年円金利スワップ先物及び10年円金利スワップ先物

1,000万円×差金決済数値と最終売建玉又は最終買建玉に係る約定価格との差×100分の1

(3) 無担保コールオーバーナイト金利先物

3億円×差金決済数値と最終売建玉又は最終買建玉に係る約定価格との差×100分の1×360日分の30日

(4) GCレポスポット・ネクスト金利先物

3億円×差金決済数値と最終売建玉又は最終買建玉に係る約定価格との差×100分の1×360日分の30日

(5) ユーロ円 LIBOR6 ヲ月金利先物の取引単位あたり授受する金銭の額

1億円×差金決済数値と最終売建玉又は最終買建玉に係る約定価格との差×100分の1×360日分の180日

2 前項において、最終売建玉を有する顧客については、差金決済数値が当該最終売建玉に係る約定価格又は受管数値を下回ったときには顧客が金銭を受け取ることとなり、差金決済数値が当該最終売建玉に係る約定価格又は受管数値を上回ったときには顧客が金銭を支払うこととなり、最終買建玉を有する顧客については、差金決済数値が当該最終買建玉に係る約定価格又は受管数値を上回ったときには顧客が金銭を受け取ることとなり、差金決済数値が当該最終買建玉に係る約定価格又は受管数値を下回ったときには顧客が金銭を支払うこととなる。

3 ユーロ円先物遠隔地取引参加者とその顧客は、第1項の規定による金銭の授受を円通貨以外の通貨建て現金により行うことができる。

(平成10年12月1日追加、平成11年3月23日、平成15年5月9日、平成16年4月1日、平成17年12月20日、平成19年12月3日、平成21年6月1日、平成23年12月1日変更)

(差金決済に係る金銭の支払時限)

第25条 顧客は、前条の規定により算出された支払うべき額の金銭を、決済期日（本取引所が業務規程により各金融指標等の限月取引ごとに定める日をいう。以下同じ。）の翌営業日以内の取引参加者が指定する日時までに取引参加者に支払うものとする。

（平成10年12月1日追加、平成16年4月1日、平成17年12月20日変更）

第26条、第27条(削除)

（平成17年12月20日変更）

（計算上の利益の払出し又は証拠金への振替に伴う金銭の授受）

第28条 取引参加者は、第22条から第25条までの規定にかかわらず、証拠金規則第36条の規定により計算上の利益の払出し又は証拠金への振替を受けている顧客の委託に係る未決済の市場デリバティブ取引又は未決済の清算建玉について転売若しくは買戻し又は最終決済を行ったときの顧客との金銭の授受については、次の各号に定めるところにより行うものとする。この場合において、証拠金規則第36条の規定は第2号における未決済の市場デリバティブ取引又は未決済の清算建玉にも適用されるものとする。

(1) 転売若しくは買戻し又は最終決済の結果顧客の委託に係る未決済の市場デリバティブ取引又は未決済の清算建玉がない場合

イ 計算上の利益の払出額及び証拠金への振替額に相当する円通貨の額が第22条又は第24条の規定により顧客が受け取ることとなる金銭の額に相当する円通貨の額（以下「決済利益額」という。）を上回るときは、取引参加者はこれを顧客に通知するものとし、顧客は、転売若しくは買戻し又は最終決済の行われた取引日の日中取引時間帯の属する営業日の翌々営業日以内の取引参加者の指定する日時までに、当該差額を取引参加者に返還しなければならない。この場合においては、第22条又は第24条の規定にかかわらず、取引参加者は顧客に対し決済利益額を支払わないものとする。

ロ 計算上の利益の払出額及び証拠金への振替額に相当する円通貨の額が決済利益額を下回るときは、第22条又は第24条の規定にかかわらず、取引参加者は顧客に対し当該差額を支払うものとする。

ハ 第22条又は第24条の規定により顧客が支払うこととなる金銭の額に相当する円通貨の額（以下「決済損失額」という。）があるときは、顧客は第23条又は第25条の規定に従い、決済損失に係る金銭を取引参加者に支払うとともに、計算上の利益の払出額及び証拠金への振替額を転売若しくは買戻し又は最終決済の行われた取引日の日中取引時間帯の属する営業日の翌々営業日以内の取引参加者の指定する日時までに、取引参加者に返還しなければならない。

(2) 転売若しくは買戻し又は最終決済の結果顧客の委託に係る未決済の市場デリバティブ取引又は未決済の清算建玉が残存する場合

イ 取引参加者は、計算上の利益の払出額及び証拠金への振替額に相当する円通貨の額が決

済利益額を上回るときは、第22条又は第24条の規定にかかわらず、顧客に対し決済利益額を支払わないものとする。この場合において、計算上の利益の払出額及び証拠金への振替額に相当する円通貨の額と決済利益額との差額をあらたな計算上の利益の払出額及び証拠金への振替額とする。

ロ 計算上の利益の払出額及び証拠金への振替額に相当する円通貨の額が決済利益額を下回るときは、第22条又は第24条の規定にかかわらず、取引参加者は顧客に対し当該差額を支払うものとする。この場合において、計算上の利益の払出額及び証拠金への振替額は零となる。

ハ 顧客に決済損失額があるときは、顧客は決済損失に係る金銭の支払いを第23条又は第25条の規定に従い行うものとする。この場合において、計算上の利益の払出額及び証拠金への振替額は転売若しくは買戻し又は最終決済前と同額とする。

2 ユーロ円先物遠隔地取引参加者とその顧客は、前項の規定による金銭の支払い及び返還を円通貨以外の通貨建て現金により行うことができる。

（平成8年4月8日追加、平成10年12月1日、平成15年4月28日、平成15年5月9日、平成16年4月1日、平成17年12月20日、平成19年9月30日、平成21年6月1日変更）

第8章 取引所為替証拠金取引に係る決済及び金銭の授受

（平成17年7月1日追加、平成20年10月27日変更）

（取引所為替証拠金取引に係る決済）

第28条の2 取引所為替証拠金取引における売建玉又は買建玉の決済は、第7条の2の2第1項第1号の転売・買戻しの申告又は同項第2号の転売・買戻し（以下この条及び次条において「転売・買戻しの申告等」という。）によって、転売・買戻しの申告等の対象となる建玉に係る為替差金（次条第1項に規定する為替差金をいう。）が、為替取引証拠金へ振替えられることによる決済（以下「為替差金決済」という。）とする。

2 取引所為替証拠金取引における売建玉又は買建玉について、その建玉が存する取引日において転売・買戻しの申告等が行われなるときは、当該取引日を限日とする建玉は当該付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に、翌取引日を限日とすることを除き消滅した建玉と同一内容を有する建玉が、本取引所と消滅した建玉を有していた為替証拠金取引参加者との間に新たに発生するものとする。以下この章において取引所為替証拠金取引に係る当該建玉の消滅及び発生をロールオーバーという。

（平成17年7月1日追加、平成20年10月27日、平成22年10月1日変更）

（為替差金）

第28条の3 前条第1項に規定する為替差金決済の対象となる為替差金とは、取引所為替証拠金取引に係る建玉について発生した以下に掲げる計算上の数額の合計額をいう。

(1) 引直為替評価損益の数額

- (2) 更新為替評価損益の数額の累計額
- (3) 決済為替評価損益の数額
- (4) スワップポイントの数額の累計額

2 前項第1号の引直為替評価損益の数額とは、取引により新たに成立した取引所為替証拠金取引についてロールオーバーが生じた場合において、当該取引が成立した取引日の為替清算価格（業務方法書第90条の2第1項に規定する為替清算価格をいう。以下この条において同じ。）と当該取引の約定価格とを比較して差が生じているときに、その差に基づいて算出した正又は負の計算上の数額をいう。

3 第1項第2号の更新為替評価損益の数額の累計額とは、前取引日までの取引により成立した取引所為替証拠金取引についてロールオーバーが生じた場合において、当該ロールオーバーが生じた付合せ時間帯終了時の属する取引日の為替清算価格と当該取引日の前取引日における為替清算価格とを比較して差が生じているときに、その差に基づいて算出した正又は負の計算上の数額の累計額をいう。

4 第1項第3号の決済為替評価損益の数額とは、転売・買戻しの申告等により、次の各号に掲げる場合について当該各号に定める差が生じるときに、その差に基づいて算出した正又は負の計算上の数額をいう。

- (1) 転売・買戻しの申告が行われた場合次のイ又はロの差

イ 決済の対象となる売建玉及び買建玉の双方が転売・買戻しの申告が行われた取引日における取引により発生しているときは、双方の取引に係る約定価格の差

ロ 決済の対象となる売建玉及び買建玉の一方が転売・買戻しの申告が行われた取引日における取引により発生し、他方がロールオーバーにより発生しているときは、転売・買戻しの申告が行われた取引日における取引に係る約定価格と転売・買戻しの申告が行われた取引日の前取引日における為替清算価格の差

- (2) 転売・買戻しが行われた場合転売・買戻しに係る取引の約定価格と、次のイ又はロの価格との差

イ 決済の対象となる建玉が当該転売・買戻しが行われた取引日における取引により発生しているときは、当該取引の約定価格

ロ 決済の対象となる建玉がロールオーバーにより発生しているときは、転売・買戻しが行われた取引日の前取引日における為替清算価格

5 第1項第4号のスワップポイントの累計額とは、取引所為替証拠金取引に係る建玉についてロールオーバーが生じたことにより当該建玉に係る為替差金決済の決済期日が繰り延べられた場合に、当該建玉に係る2通貨間における金利差の調整を目的として、当該繰り延べられた期間に応じ、取引所為替証拠金取引の種類ごとに、本取引所が別に定める方法により算出した正又は負の計算上の数額（「スワップポイント」という。）の累計額をいう。

6 クロスカレンシー取引（為替特例第2条第20号に規定するクロスカレンシー取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第1項各号の数額に

ついては、当該クロスカレンシー取引における計算通貨（為替特例第2条第22号に規定する計算通貨をいう。以下この項において同じ。）により算出されるものを、ロールオーバーが生じる取引日においては当該ロールオーバーが生じる取引日における当該計算通貨に係る対円取引（為替特例第2条第19号に規定する対円取引をいう。以下この項において同じ。）の為替清算価格により、転売・買戻しの申告等が行われた取引日においては当該取引日における当該計算通貨に係る対円取引の為替清算価格により、円通貨に換算する。

（平成17年7月1日追加、平成20年10月27日、平成22年10月1日変更）

（取引所為替証拠金取引に関する金銭の授受）

第28条の4 為替証拠金取引参加者及び顧客のなす取引所為替証拠金取引に係る金銭の授受に関する事項は、為替証拠金規則によるものとする。

（平成17年7月1日追加、平成17年12月20日変更）

第8章の2 取引所株価指数証拠金取引に係る決済及び金銭の授受

（平成22年10月1日追加）

（取引所株価指数証拠金取引に係る決済）

第28条の5 取引所株価指数証拠金取引における売建玉又は買建玉の決済は、第7条の2の3第1項第1号の転売・買戻しの申告又は同項第2号の転売・買戻し（以下この条及び次条において「転売・買戻しの申告等」という。）によって、転売・買戻しの申告等の対象となる建玉に係る株価指数差金（次条第1項に規定する株価指数差金をいう。）を、利益であれば株価指数取引証拠金に加え、損失であれば株価指数取引証拠金から差し引くことによる決済とする。

2 取引所株価指数証拠金取引における売建玉又は買建玉について、その建玉が存する取引日において転売・買戻しの申告等が行われないうときは、当該取引日を限日とする建玉は当該付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に、翌取引日を限日とすることを除き消滅した建玉と同一内容を有する建玉が、本取引所と消滅した建玉を有していた株価指数証拠金清算参加者との間に新たに発生するものとする。以下この章において取引所株価指数証拠金取引に係る当該建玉の消滅及び発生をロールオーバーという。

（平成22年10月1日追加）

（株価指数差金）

第28条の6 株価指数差金とは、取引所株価指数証拠金取引に係る建玉について発生した以下に掲げる計算上の数額の合計額をいう。

- (1) 引直株価指数差金の数額
- (2) 更新株価指数差金の数額の累計額
- (3) 解消株価指数差金の数額
- (4) 金利相当額の数額の累計額
- (5) 配当相当額の数額の累計額

2 前項第1号の引直株価指数差金の数額とは、取引により新たに成立した取引所株価指数証拠金取引についてロールオーバーがなされた場合において、当該取引が成立した取引日の株価指数清算価格（業務方法書第90条の12第1項に規定する

株価指数清算価格をいう。以下この条において同じ。)と当該取引の約定価格とを比較して差が生じているときに、その差に基づいて算出した正又は負の計算上の数額をいう。

3 第1項第2号の更新株価指数差金の数額の累計額とは、前取引日までの取引により成立した取引所株価指数証拠金取引についてロールオーバーがなされた場合において、当該ロールオーバーがなされた付合せ時間帯終了時の属する取引日の株価指数清算価格と当該取引日の前取引日における株価指数清算価格とを比較して差が生じているときに、その差に基づいて算出した正又は負の計算上の数額の累計額をいう。

4 第1項第3号の解消株価指数差金の数額とは、転売・買戻しの申告等により、次の各号に掲げる場合について当該各号に定める差が生じるときに、その差に基づいて算出した正又は負の計算上の数額をいう。

(1) 転売・買戻しの申告が行われた場合次のイ又はロの差

イ 決済の対象となる売建玉及び買建玉の双方が転売・買戻しの申告が行われた取引日における取引により成立しているときは、双方の取引に係る約定価格の差口決済の対象となる売建玉及び買建玉の一方が転売・買戻しの申告が行われた取引日における取引により成立し、他方がロールオーバーにより発生しているときは、転売・買戻しの申告が行われた取引日における取引に係る約定価格と転売・買戻しの申告が行われた取引日の前取引日における株価指数清算価格の差

(2) 転売・買戻しが行われた場合転売・買戻しに係る取引の約定価格と、次のイ又はロの価格との差

イ 決済の対象となる建玉が当該転売・買戻しが行われた取引日における取引により成立しているときは、当該取引の約定価格

ロ 決済の対象となる建玉がロールオーバーにより発生しているときは、転売・買戻しが行われた取引日の前取引日における株価指数清算価格

5 第1項第4号の金利相当額の数額の累計額とは、取引所株価指数証拠金取引に係る建玉についてロールオーバーがなされたことにより当該建玉に係る前条第1項の決済の決済期日が繰り延べられた場合に、当該繰り延べられた期間に応じ、取引所株価指数証拠金取引の種類ごとに本取引所が別に定める方法により算出し、売建玉を保有する者には正となり、買建玉を保有する者には負となる計算上の数額の累計額をいう。

6 第1項第5号の配当相当額の数額の累計額とは、取引所株価指数証拠金取引に係る建玉について、その取引対象である株価指数を構成する銘柄について配当金の支払いが見込まれる場合に、予想される配当金の支払いが株価指数に与える理論上の影響値に相当するものとして、本取引所が別に定めるところにより算出し、買建玉を保有する者には正となり、売建玉を保有する者には負となる計算上の数額の累計額をいう。

7 DAX®証拠金取引については、配当相当額の数額の累計額は生じないものとする。

(平成22年10月1日追加)

(取引所株価指数証拠金取引に関する金銭の授受)

第28条の7 株価指数証拠金取引参加者等及び顧客のなす取引所株価指数証拠金取引に係る金銭の授受に関する事項は、株価指数証拠金規則によるものとする。

(平成22年10月1日追加)

第8章の2の2 取引所為替証拠金取引に係るロスカット取引管理態勢

(平成23年8月1日追加)

(ロスカット取引の管理態勢)

第28条の7の2 為替証拠金取引参加者は、為替証拠金規則第2条第6号に規定する受託取引分について同規則第22条の3第1項に規定する非個人用為替証拠金基準額を適用する顧客(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家及び同法第34条の3の規定により特定投資家とみなされる者を除く。)の委託に基づく取引所為替証拠金取引を行うにあたり、ロスカット取引を行うための十分な管理態勢を整備するものとする。

2 前項の管理態勢は、次に掲げるところによる。

(1) 付合せ時間帯中の5分以内の間隔で有効証拠金比率が100%を下回っていないことを確認すること

(2) 有効証拠金比率が100%を下回っている場合は、直ちにロスカット取引を実行すること。

3 この条において「ロスカット取引」とは、顧客の委託に基づき行う取引所為替証拠金取引を決済した場合に、当該顧客に生ずることとなる損失の額が、当該顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に、当該顧客が受ける損失を限定することを目的として行うこととする取引所為替証拠金取引の転売又は買戻しをいう。

4 この条において「有効証拠金比率」とは、為替証拠金規則第2条第2号に規定する為替取引証拠金額について為替差金の金額の調整(為替差金が正の数ときは当該正の数の額を加算し、負の数ときはその絶対値の額を減算する。)を行った後の額を、為替証拠金規則第19条第1項に規定する発注証拠金の額に取引所為替証拠金取引の種類ごとの保有する売建玉の合計又は買建玉の合計のいずれか多い方の数量(同数量の場合は当該数量)を乗じた額の合計額で除した額に100を乗じて得られる百分率の数値をいう。

(平成23年8月1日追加)

第8章の3 取引所株価指数証拠金取引に係るロスカット取引管理態勢

(平成22年10月1日追加)

(ロスカット取引の管理態勢)

第28条の8 株価指数証拠金取引参加者等は、個人である顧客(金融商品取引法第2条第31項第1号の適格機関投資家及び同法第34条の4の規定により特定投資家とみなされるものを除く。以下この条において同じ。)との間で取引所株価指数証拠金取引を行おうとするときは、ロスカット取引を行うための十分な管理態勢を整備しなければならない。

2 前項の管理態勢は、次に掲げるところによる。

(1) 顧客の損失が株価指数証拠金を上回ること

がないように、価格変動リスク、流動性リスク等を勘案して、ロスカット取引を実行する水準を定めること。

- (2) ロスカット取引に関する明確な取決めを顧客との契約に反映すること。
- (3) 取引時間中の各時点における顧客の損失の額を適切に把握し、第1号の水準に抵触した場合にはロスカット取引を実行すること。
- (4) ロスカット取引を実行した状況を、定期的に又は必要に応じて随時に、取締役会又はこれに相当するものに報告すること。

3 取引参加者は、顧客ごとに、ロスカット取引を行うための態勢及びロスカット取引の内容を異なるものとするができる。

4 この条において「ロスカット取引」とは、株価指数証拠金取引において顧客が受ける損失を限定することを目的とする、次に掲げる行為その他の措置をいう。

- (1) 顧客の計算による転売又は買戻しを行い、顧客が有する建玉の全部又は一部を解消すること。
 - (2) 顧客の計算に属する建玉について、両建てとなる取引を行うこと。
 - (3) 顧客の計算に属する建玉について、顧客自身にあらかじめ損失を限定することとなる条件付注文を行わせること。
- (平成22年10月1日追加)

第9章 顧客の決済不履行の場合の措置等

(平成8年4月8日、平成15年4月28日、平成16年4月1日、平成17年7月1日変更)

(顧客の決済不履行の場合の措置)

第29条 顧客が所定の時刻までに、市場デリバティブ取引又は清算建玉に関し取引参加者に差入れ若しくは預託すべき証拠金又は支払うべき金銭を差入れ若しくは預託せず又は支払わないときは、当該取引参加者は、任意に、当該市場デリバティブ取引又は当該清算建玉を決済するために当該顧客の計算において、転売若しくは買戻し又は最終決済を行うことができる。

2 取引参加者が、前項により損害を被った場合においては、顧客のために占有する金銭及び有価証券等をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払いを顧客に対し請求することができる。

(平成8年4月8日、平成10年12月1日、平成15年4月28日、平成16年4月1日、平成19年9月30日変更)

(顧客の過大な建玉に対する措置)

第30条 顧客の未決済の市場デリバティブ取引の数量と未決済の清算建玉の数量の合計数量が、当該顧客の計算によるギブアップに係る市場デリバティブ取引又は清算建玉の発生により、取引参加者が当該顧客に随時あらかじめ通知した上限を超えたときは、当該取引参加者は、任意に、当該上限を超えた数量と同量の市場デリバティブ取引又は清算建玉を決済するために当該顧客の計算において、転売若しくは買戻し又は最終決済を行うことができる。

2 一定期間内に発生する顧客のギブアップに係る市場デリバティブ取引又は清算建玉の数量が、

当該顧客の計算によるギブアップに係る市場デリバティブ取引又は清算建玉の発生により、取引参加者が当該顧客に随時あらかじめ通知した上限を超えたときは、当該取引参加者は、任意に、当該市場デリバティブ取引又は当該清算建玉を決済するために当該顧客の計算において、転売若しくは買戻し又は最終決済を行うことができる。

(平成8年4月8日、平成10年12月1日、平成11年10月26日、平成16年4月1日、平成19年9月30日変更)

第31条 から第38条まで (削除)

(平成16年4月1日、平成17年10月20日、平成17年12月20日変更)

第10章 委託手数料等

(平成8年4月8日、平成10年12月1日、平成15年4月28日変更)

(委託手数料)

第39条 取引参加者が顧客から市場デリバティブ取引の委託を受け当該市場デリバティブ取引が成立した場合において当該顧客から徴収する委託手数料の額及びその徴収方法は、あらかじめ当該取引参加者と当該顧客との間で定めるものとする。

2 取引参加者が顧客から受管の委託を受け当該委託に従い清算建玉が発生した場合において顧客から徴収する委託手数料は、当該取引参加者の定める額とする。

3 移管元取引参加者及び移管先取引参加者が顧客から建玉移管の委託を受け当該建玉移管が行われた場合において顧客から徴収する委託手数料は、当該移管元取引参加者及び移管先取引参加者がそれぞれ定める額とする。

(平成3年2月15日、平成8年4月8日、平成10年4月1日、平成10年12月1日、平成15年4月28日、平成16年4月1日、平成19年9月30日変更)

(通信費等の徴収)

第40条 取引参加者は、委託手数料のほかに通信若しくは通送に要した実費又はその他市場デリバティブ取引若しくは清算建玉の発生に関し要した費用を、顧客から徴収することができる。

(平成4年5月1日、平成8年4月8日、平成10年12月1日、平成16年4月1日、平成19年9月30日変更)

第11章 市場デリバティブ取引の約定取消

(平成18年6月1日追加、平成19年9月30日変更)

(顧客に対する措置)

第41条 取引参加者が業務規程第14条の3第1項に基づく通知を受領したときは、次の各号に掲げる顧客に対し、速やかに、当該受領した内容を通知するものとする。

- (1) 取引所システムの稼働に支障が生じた時点以降に成立した取引の委託を当該取引参加者に対し行っていた顧客
- (2) その他、当該取引参加者が必要と判断した顧客

2 取引参加者が業務規程第14条の3第2項に基づき本取引所から通知を受領したときは、以下に掲げる顧客に対し、速やかに、当該受領した内容を通知するものとする。

(1) 取消し等の対象となる取引の委託を当該取引参加者に対し行っていた顧客

(2) その他、当該取引参加者が必要と判断した顧客

(平成18年6月1日追加、平成19年9月30日変更)

附則

この準則は、本取引所の成立の日から施行する。

附則

第24条の2の規定は、平成2年10月1日から施行する。

附則

この変更規定は、平成3年2月15日から施行する。

附則

第1条の変更規定は、平成3年7月8日から施行する。

附則

この変更規定は、平成3年12月9日から施行する。

附則

この変更規定は、平成4年5月1日から施行する。

附則

この変更規定は、平成4年7月14日から施行する。

附則

第8条の変更規定は、平成4年8月1日から施行する。

附則

第8条及び第9条の変更規定は、平成6年3月28日から施行する。

附則

この変更規定は、平成8年4月8日から施行する。

附則

別表第3の変更規定は、平成9年3月31日から施行する。

附則

この変更規定は、平成10年4月1日から施行する。

附則

第7条及び第7条の2の変更規定は、平成10年7月28日から施行する。

附則

この変更規定は、平成10年12月1日から施行する。

附則

この変更規定は、平成11年3月23日から施行する。

ただし、第40条の変更規定は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この変更規定は、平成11年6月14日から施行する。

附則

この変更規定は、平成11年10月26日から施行する。

附則

この変更規定は、平成11年12月7日から施行する。

附則

この変更規定は、平成13年9月3日の夜間取引時間帯から施行する。

附則

1 この変更規則は、本取引所が定める日から施行する。

(注)「本取引所が定める日」は平成15年4月28日

2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、この規則を適用する。

附則

この変更規則は、本取引所が定める日から施行する。

(注)「本取引所が定める日」は平成15年5月9日

附則

この変更規定は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この変更規定は、平成17年7月1日から施行する。

附則

この変更規定は、平成17年12月20日から施行する。

附則

この変更規定は、平成18年6月1日から施行する。

附則

附則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

附則

この改正規定は、平成19年12月3日から施行する。

附則

この改正規定は、平成20年4月7日から施行する。

附則

この改正規定は、平成20年4月28日から施行する。

附則

1 この改正規定は、平成20年10月27日から施行する。

附則

2 この改正規定の施行の際現に為替証拠金取引

参加者の顧客である者は、改正後の第6条の3の規定にかかわらず、この改正規定の施行の時に

ついて、当該為替証拠金取引参加者に対し改正後の第7条の2の2第1項第2号の決済方法を指示したものとみなす。

附則

この改正規定は、平成21年6月1日から施行する。

附則

この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正規定は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この変更規則は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この変更規則は、平成23年12月1日から施行する。

(金融商品取引業者の商号及び登録番号)

◇東京金融取引所 為替証拠金取引参加者◇

カネツFX証券株式会社

〒103-0005

東京都中央区日本橋久松町12番8号

登録番号 関東財務局長(金商)第282号

社団法人金融先物取引業協会会員

日本証券業協会会員

(連絡先)

コンサルティング部 03-6861-8181

0120-95-8181

取引所為替証拠金取引の申込みに関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

お問い合わせ可能時間：平祝日午前9時～午後5時

土日の対応は行っておりません。

本金融商品取引業者は、社団法人金融先物取引業協会及び
日本証券業協会の会員です。

(金融商品取引業者の商号及び登録番号)

◇媒介業者◇

カネツ商事株式会社

〒103-0005

東京都中央区日本橋久松町12番8号

登録番号 関東財務局長(金商)第1582号

社団法人金融先物取引業協会会員

(連絡先)

本社営業部・各支店 0120-13-8686

取引所為替証拠金取引の申込みに関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

お問い合わせ可能時間：平日午前9時～午後5時

土日祝日の対応は行っておりません。

本金融先物取引業者は、社団法人金融先物取引業協会の会員です。